第54号議案

令和2年12月18日 任 用 給 与 課

東京都人事委員会規則の一部改正等について(任用関係、給与関係、勤務時間関係)

標記の件について、下記 I の東京都人事委員会規則については、別添1のとおり一部 改正し、施行する。

また、下記Ⅱの東京都規則の一部改正等については申請(別添2)のとおり承認し、 下記Ⅲの人事委員会承認事項の新設については申請(別添3)のとおり承認する。

記

- I 東京都人事委員会規則の一部改正(別添1)
 - 1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則
- Ⅱ 東京都規則の一部改正等(別添2)
 - 1 警視庁職員任用規程の一部改正
 - 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
 - 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正 する規則
 - 6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改 正する規則
 - 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
 - 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正
 - 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23 条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程<新設>
 - 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則
 - 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

- 12 令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則<新設>
- 13 令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則<新設>
- 14 令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する 規則<新設>
- 15 令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する 規程<新設>
- 16 令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程 <新設>
- 17 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

Ⅲ 人事委員会承認事項の新設(別添3)

1 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(知事外6任命権者)

I 東京都人事委員会規則の一部改正

1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則

旅費条例の改正に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内
島しよ等における 退職者の旅費	【帰住旅費の支給対象追加に伴う規定整備】○ 見出し改正 「島しよ」→「島しよ等」
第3条の2第1項 (号新設)	○ 人事委員会規則で定める職員(支給対象から除く者)を追加 「東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在勤庁の 近接地以外から当該近接地内に赴任したことのない者」
第2項(新設)	○ 人事委員会規則で定める被災地支援の業務を規定 「東京都の区域外の在勤庁における東日本大震災に係る被災地支援の 業務」
第4項 (号新設)	○ 人事委員会規則で定める本邦の地域(帰住先)を追加 「旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤庁の近接地 以外の本邦の地域」
	○ 第2項新設に伴う項の繰下げ
	<参考> 職員の旅費に関する条例 第3条第2項第2号(改正後) 職員(人事委員会規則で定める者を除く。)が、島しよの区域内の在勤地又は被災地支援の業務(人事委員会規則で定めるものに限る。)に従事することを目的とした都の区域外の在勤地において人事委員会規則で定める事由により退職となり、その退職の日の翌日から一月以内に旧在勤地を出発して、人事委員会規則で定める本邦の地域に帰住した場合には、当該職員
施 行 期 日 附則第1項	令和3年4月1日
経 過 措 置 附則第2項	○ 施行日以後に出発する旅行から適用する。○ 施行日前に出発した旅行及び同日前に退職した者が同日以後に出発する旅行については、従前の例による。

Ⅱ 東京都規則等の一部改正

1 警視庁職員任用規程の一部改正

警察官採用試験の受験資格(年齢要件基準日)の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

内

容

警察官採用試験の 受験資格及び実施 方法

別表第1

【年齢要件基準日の見直しに伴う規定整備】

〇 趣旨

災害等の発生に伴って試験日に変更があった場合でも、同一年度の受験を可能にするため年齢要件の基準日を見直す

○ 年齢要件の基準日を「試験日現在」から「試験を行う日の属する年度 の3月31日」に改正

(現行)

I類採用試験	Ⅱ類採用試験	Ⅲ類採用試験
(1) <u>試験日現在において</u>	(1) <u>試験日現在において</u>	(1) <u>試験日現在において</u>
<u>35 歳未満</u> であって、大	<u>35 歳未満</u> であって、短	<u>35 歳未満</u> であって、高
学(略)を卒業してい	期大学(略)を卒業し	校を卒業している者
る者(略)	ている者(略)	(略)
(2) <u>試験日現在において</u>	(2) 試験日現在において	(2) 試験日現在において
21 歳(略) 以上 35 歳	19 歳(略) 以上 35 歳	17 歳(略) 以上 35 歳
<u>未満</u> であって、大学卒	未満であって、短期大	未満であって、高校卒
業程度の学力を有する	学卒業程度の学力を有	業程度の学力を有する
者	する者	者

 \downarrow

(改正案)

I類採用試験	Ⅱ類採用試験	Ⅲ類採用試験
(1) <u>36 歳未満</u> であって、大	(1) <u>36 歳未満</u> であって、短	(1) <u>36 歳未満</u> であって、高
学(略)を卒業してい	期大学(略)を卒業し	校を卒業している者
る者(略)	ている者(略)	(略)
(2)22 歳以上36 歳未満で	(2) <u>20 歳以上 36 歳未満</u> で	(2) <u>18 歳以上 36 歳未満</u> で
あって、大学卒業程度	あって、短期大学卒業	あって、高校卒業程度
の学力を有する者	程度の学力を有する者	の学力を有する者

備考 1 年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。

第6条第3項に規 定する者の採用選 考基準及び選考方 法

別表第1の2

【文言整備】

- 選考する年度の4月1日現在において退職の日から10年以内の者
 - →<u>選考を行う日の属する年度の4月1日において</u>退職の日から10年以 内の者
- 選考する年度の3月31日現在において60歳未満である者
 - →選考を行う日の属する年度の3月31日において60歳未満である者

特別捜査官の採用 選考基準及び選考 方法 別表第1の3	【年齢要件基準日の見直しに伴う規定整備】 年齢は、 <u>採用する年度の4月1日</u> における年齢を示す。 →年齢は、 <u>選考を行う日の属する年度の3月31日</u> における年齢を示す。
別記様式第1 別記様式第2 別記様式第2の2 別記様式第2の3 別記様式第4 別記様式第5 別記様式第5 別記様式第6 別記様式第7	【押印に係る規定の見直し】 各様式の「印」を削除 【外国出張に係る辞令の廃止に伴う規定整備】 別記様式第6(警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、 外国出張、職務換、転職、辞職等) →別記様式第6(警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、 職務換、転職、辞職等)
施 行 期 日 附則第1項 経 過 措 置 附則第2項	令和3年4月1日 ただし、別記様式の改正については、令和3年1月1日 改正後の規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日 前においても行うことができる。

2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内	容
育児又は介護を行 う職員の深夜勤務 の制限 第7条の2第9項	【要介護者の範囲の見直しに伴う規定整	ない」とあるのは「要介護者(当該 除く。)と同一の世帯に属さない」
育児又は介護を行 う職員の超過勤務 の免除 第7条の2の2 第9項	【要介護者の範囲の見直しに伴う規定整	ない」とあるのは「要介護者(当該 除く。)と同一の世帯に属さない」
育児又は介護を行 う職員の超過勤務 の制限 第7条の3第9項	【要介護者の範囲の見直しに伴う規定整	ない」とあるのは「要介護者(当該除く。)と同一の世帯に属さない」
短期の介護休暇 第26条の4第3項	【要介護者の範囲の見直しに伴う規定整 ○ 「職員との続柄」→「職員との続	
別記様式 別記第2号様式の2 別記第2号様式の3 別記第4号様式 別記第5号様式 別記第6号様式 別記第6号様式	【要介護者の範囲の見直しに伴う規定整 ○ 「続柄」→「続柄等」 ○ 「育児又は介護の状況変更届」の 者と同一の世帯に属さないこととな ○ 「申請事由変更届」の「届出の事員 世帯に属さないこととなった。」を 令和3年1月1日 ただし、附則第2項及び附則第3項の日予定)	「届出の事由」欄に「職員が要介護った。」を追加 由」欄に「職員が被介護者と同一の 追加

経 過 措 置 附則第2項	○ 改正後の規則の規定による深夜勤務の制限、超過勤務の免除及び超 過勤務の制限に係る請求及び届出並びに短期の介護休暇に係る請求等 は施行の日前においても行うことができる(会計年度任用職員の勤務 時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。)。
附則第3項	○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の条例の規定による介護休暇及び介護時間に係る請求等はこの規則の施行の日前においても行うことができる(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。)。
附則第4項	○ 改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する 規則

「Ⅱ」の「2」と同様の改正を行う。

4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内
子どもの看護休暇 第 21 条	【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除
短期の介護休暇 第25条	【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除
介 護 休 暇 第 26 条第 1 項	【要介護者の範囲の改正】 「配偶者又は二親等内の親族」 →「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
施 行 期 日 附則第1項	令和3年1月1日 ただし、附則第2項の規定は公布の日(令和2年12月23日予定)
経 過 措 置 附則第2項	改正後の規則の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる。

5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を 改正する規則

「Ⅱ」の「4」と同様の改正を行う。

6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部 を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内容
子どもの看護休暇 第 21 条	【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除
短期の介護休暇 第25条	【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除
介 護 休 暇 第 26 条第 1 項	【要介護者の範囲の改正】 「配偶者又は二親等内の親族」 →「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
附 則 本体附則第1項 本体附則第2項 (新設)	 【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の準用】 ○ 第2項の新設に伴い、項番号を追加 ○ 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(「Ⅱ」の「2」の規則)の附則第2項及び附則第3項の規定は、介護を行う職員について準用する
施 行 期 日 附則第1項	令和3年1月1日 ただし、本体附則の改正及び附則第2項の規定は公布の日(令和2年12 月23日予定)
経 過 措 置 附則第2項	改正後の規則の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる。

7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部 改正

「Ⅱ」の「6」と同様の改正を行う。

8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内
育児又は介護を行 う会計年度任用職 員の深夜勤務の制 限 第7条	【要介護者の範囲の改正】 「配偶者 <u>(内縁の関係にある者を含む。)又は2親等内の親族</u> 」 →「配偶者 <u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者</u> 」
子どもの看護休暇 第 19 条	【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除
慶 弔 休 暇 第 21 条	【規定整備】 会計年度任用職員の慶弔休暇について、職員の勤務時間、休日、休暇等に 関する条例施行規則第 24 条を準用する旨を規定
短期の介護休暇 第23条	【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除
介 護 休 暇 第 24 条	【要介護者の範囲の改正】 「配偶者 (内縁の関係にある者を含む。) 又は2親等内の親族」 →「配偶者 (届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
施 行 期 日 附則第1項	令和3年1月1日
経 過 措 置 附則第2項	改正後の規程の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び届出並びに子ど もの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る申請は施行の日前におい ても行うことができる。

9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、 第23条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直しに伴い、規程を新設する。

項 目 該 当 条 文	内
育児又は介護を行 う会計年度任用職 員の超過勤務の免 除の請求及び届出 第1条	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置】 改正後の規則の規定に基づく警視庁警察職員勤務規程の規定を準用する 会計年度任用職員の超過勤務の免除に係る請求及び届出は、本規程の施行 の日以降行うことができる。
育児又は介護を行 う会計年度任用職 員の超過勤務の制 限の請求及び届出 第2条	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置】 改正後の規則の規定に基づく警視庁警察職員勤務規程の規定を準用する 会計年度任用職員の超過勤務の制限に係る請求及び届出は、本規程の施行 の日以降行うことができる。
短期の介護休暇 の申請 第3条	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置】 改正後の規則の規定に基づく警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の規定を準用する会計年度任用職員の短期の介護休暇に係る申請は、本規程の施行の日以降行うことができる。
介護時間の申請 第4条	【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置】 改正後の条例に規定する介護時間の申請は、本規程の施行の日以降行うこ とができる。
施 行 期 日 附則	令和 2 年 12 月 23 日

10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内容
特別休暇 第18条の2 第1項 第3項(削除) 第3項(繰上げ) 第4項(繰上げ) 第5項(繰上げ) 第6項(繰上げ)	【時間を単位とする子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の要件の改正】○ 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である時間講師に限るとする規定を削除○ 上記削除に伴う規定整備
介 護 休 暇 第 18 条の 3 第 1 項 施 行 期 日	【要介護者の範囲の改正】 「 <u>配偶者又は</u> 二親等内の親族」 →「 <u>配偶者若しくは</u> 二親等内の親族 <u>又は同一の世帯に属する者</u> 」 令和3年1月1日
附則第1項 経 過 措 置 附則第2項	ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行する。 改正後の規則の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護 休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる。

11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内
介 護 休 暇 第 22 条第 1 項	【要介護者の範囲の改正】 「配偶者又は二親等内の親族」 →「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」
派 造 第 37 条第 3 項第 1 号	【文言整備】 「第 22 条の 2 第 1 項及び第 3 項 <u>第 28 条第 3 項並びに第 29 条第 4 項及び第 5 項</u> 」 →「第 22 条の 2 第 1 項及び第 3 項 <u>並びに第 28 条第 3 項</u> 」
施 行 期 日 附則第1項 経 過 措 置 附則第2項	令和3年1月1日 ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行する。 改正後の規則の規定による介護休暇に係る申請等は施行の日前においても 行うことができる。

12 令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則

慶弔休暇(結婚休暇)の取得可能期間の特例を措置するため、規則を新設する。

項 目 該 当 条 文	内 容
規定の内容	○ 趣旨 新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、特例を措置する。 【慶弔休暇(結婚休暇)の取得可能期間の特例】 「結婚の日」が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの間にある職員の慶弔休暇(結婚休暇)の取得可能期間の始期を「結婚の日の1週間前の日から当該結婚の日後6月を経過する日まで」から「令和3年1月1日から同年12月31日まで」とする(会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則で準用する場合を含む。)。 【参考】 慶弔休暇(結婚休暇) ・職員が結婚する場合に引き続く7日間の範囲内で承認 ・休暇の始期は、結婚の日(婚姻の届出をした日又は結婚した日のうち職員が選択した日)の1週間前の日から6月を経過するまでの期間内の日
施 行 期 日 附則第1項	令和3年1月1日 ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行する。
経 過 措 置 附則第2項	この規則の適用を受ける職員の慶弔休暇に係る申請は、施行の日前におい ても行うことができる。

- 13 令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則
- 14 令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則
- 15 令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程
- 16 令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程 「II」の「12」と同様の新設を行う。

17 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し等に伴い、所要の改正を行う。

項 目 該 当 条 文	内容		
子どもの看護休暇 第 20 条	【時間を単位とする子どもの看護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除		
慶 弔 休 暇 第 22 条	【特例規則の制定に伴う規定整備】 準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第24条の 規定に特例に関する規則の規定を含む旨を規定		
短期の介護休暇 第24条	【時間を単位とする短期の介護休暇の要件の改正】 1日につき定められた勤務時間が4時間以上である職員に限るとする要件 を削除		
介 護 休 暇 第 25 条	【要介護者の範囲の改正】 「配偶者又は二親等内の親族」 →「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」		
施 行 期 日 附則第1項	令和3年1月1日 ただし、第22条に関する改正規定は、令和2年12月23日から施行する。		
経 過 措 置 附則第2項	改正後の規程の規定による子どもの看護休暇、短期の介護休暇及び介護休暇に係る請求等は施行の日前においても行うことができる。		
経 過 措 置 附則第3項	深夜勤務の制限、超過勤務の免除、超過勤務の制限に係る請求及び届出並びに介護時間に係る請求等は職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(「II」の「2」の規則)の施行の日前においても行うことができる。		

Ⅲ 人事委員会承認事項の新設

1 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、 東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について

(知事・教育委員会・議会・監査・選挙管理委員会・人事委員会・漁業調整委員会)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、経験年数換算の特例を新設する。

項	目	内	容	
1 経験年数換 算の特例		【経験年数換算の上限に係る特例】 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格 し、東京都職員として採用される者については、初任給、昇格及び昇給等 に関する規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。		
2 適用	月年月日	令和3年1月1日		

【参考】初任給、昇格及び昇給等に関する規則 (昭和48年東京都人事委員会規則第3号) (抄)

(経験年数の起算及び換算)

第6条 (略)

2 級別資格基準表の試験(選考)欄に対応する基準学歴若しくは学歴免許等欄の区分の適用に当たつて用いる学歴免許等の資格を取得した時又は経験年数起算表に定めるところにより得られた時以後の職員の経歴のうち、職員としてその職務に在職した年数以外の年数については、<u>別表第4に定める経験年数換算表(以下「経験年数換算表」という。)に定めるところにより職員としてその職務に在職した年数に換算することができる。</u>

別表第4 経験年数換算表 (第6条関係) (抄)

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考			
国家公務員等、地方公務員 又は公共企業体、政府関係 機関若しくは外国政府の職 員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10				
	その他のもの	8				
(略)						
その他	の期間	5	経験年数は10年(換算後5年) を限度とする。			

網掛け部分の経験年数の上限を10年とする規定を適用しない。

監. 警. 人1. 企第5946号令 和 2 年 1 2 月 7 日

東京都人事委員会殿

警視総監 斉 藤 実

警視庁職員任用規程の一部改正について(申請) みだしのことについては、下記のとおり申請します。

記

1 改正の理由

- (1) 警察官採用試験の受験資格(年齢要件基準日)を改正することにより、新型コロナウイルス 感染症拡大をはじめとする災害等の突発的な出来事による事象の発生に伴って採用試験日 に変更等があった場合でも、同一年度の受験を可能にするため
- (2) 前(1)の改正を踏まえ、警視庁職員任用規程に定める採用選考の受験資格(年齢要件基準日) についても統一する必要があるため
- (3) 行政手続における押印に係る規定を見直すため
- (4) 外国出張に伴う辞令交付を廃止し、事務効率化を図るため
- 2 改正の内容

新旧対照表のとおり

3 施行期日

令和3年4月1日

ただし、前記1(3)及び(4)に関する規定は、令和3年1月1日から施行する。

2 総人職第737号 令和2年12月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子(公印省略)

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第20条等に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号)
- 2 改正の理由 介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文 別添のとおり

2 教人勤第 2 2 7 号 令和 2 年 1 2 月 9 日

東京都人事委員会殿

東京都教育委員会 (公 印 省 略)

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正について (申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第21条等に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都教育委員会規則 第5号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

2 総人職第738号 令和2年12月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子(公印省略)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成27年東京都規則第4号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会 (公印省略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第20条の2の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成27年東京都教育委員会規則第9号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

2 教総総第 1881 号 令和 2 年 12 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会 (公印省略)

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の 一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 27 年東京都 規則第8号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があ るため

3 改正案文

2 議総第642号 令和2年12月14日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

石川良一(公印省略)

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の 一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条第2項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 27 年東京都議会議長訓令第5号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

監. 総. 企. 管第6061号令和2年12月15日

東京都人事委員会殿

警視総監 斉藤 実(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について(申請) このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇 等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条第2項に基づき、承認を申請します。

記

1 改正する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令 甲第17号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族 介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要が あるため

3 改正案文

別紙のとおり

監. 総. 企. 管第6062号令和2年12月15日

東京都人事委員会殿

警視総監 斉藤 実(公 印 省 略)

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条 及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程の制定(申請)

このことについて、別紙のとおり警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び第26条の規定に基づく請求等に関する規程を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号)第19条第2項に基づき、承認を申請します。

2 教人勤第 2 2 0 号 令和 2 年 1 2 月 1 0 日

東京都人事委員会殿

東京都教育委員会
(公印省略)

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬等に関する条例(昭和49年東京都条例第30号)第5条の規定に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規則

都立学校等に勤務する時間講師に関する規則(昭和49年東京都教育委員会規則第24号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護 を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文

2 教人勤第 2 2 1 号 令和 2 年 1 2 月 1 0 日

東京都人事委員会殿

東京都教育委員会
(公印省略)

都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、都立学校等に勤務する講師の報酬 等に関する条例(昭和49年東京都条例第30号)第10条等の規定に基づき、承認方申請します。

記

- 1 改正する規則 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則(平成19年東京都教育委員会規則第60号)
- 2 改正の理由 介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大等に伴い、所要の改正を行う必要があるため
- 3 改正案文 別添のとおり

2 総人職第 761 号令和2年12月14日

東京都人事委員会 殿

東京都知事

小池百合子(公印省略)

令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則の制定について(申請)

このことについて、別紙のとおり令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第 15 号)第 16 条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

2 教人勤第 2 2 9 号 令和 2 年 1 2 月 1 4 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会(公印省略)

令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則の制定について(申請)

このことについて、別紙のとおり令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則を制定したいので、学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第45号)第17条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

2 教総総第 1938 号 令和 2 年 12 月 14 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会 (公印省略)

令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に 関する規則の制定について(申請)

このことについて、別紙のとおり令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔 休暇の特例に関する規則を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7年東京都条例第15号)第19条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

2 議総第679号 令和2年12月14日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長

石川良一(公印省略)

令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定について(申請)

このことについて、別紙のとおり令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔 休暇の特例に関する規程を制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成 7年東京都条例第15号)第19条第2項の規定に基づき、承認を申請します。

監. 総. 企. 管第6063号令和2年12月15日

東京都人事委員会殿

警視総監 斉藤 実(公印省略)

令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程の制定(申請) このことについて、別紙のとおり令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の 特例に関する規程の制定したいので、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7 年東京都条例第15号)第19条第2項に基づき、承認を申請します。



2 人人第 1 5 7 6 号 令和 2 年 1 2 月 1 6 日

東京都人事委員会 殿

東京消防庁 消防総監 安藤 俊雄



東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正について(申請)

このことについて、下記のとおり改正する必要があるため、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第 15 号)第 19 条第 2 項に基づき、承認方申請します。

記

1 改正する規程

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成 27 年 3 月東京消防庁訓令第 16 号)

2 改正の理由

介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の拡大、育児休業、介護休業等育児又は家 族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等の改正及び令和2年における職員の 慶弔休暇の特例に関する規則の制定に伴い、所要の改正を行う必要があるため

3 改正案文 別添えのとおり



問合せ先

2 総 人 制 第 724 号 令和 2 年 12 月 11 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

2 教人勤第 2 2 6 号 令和 2 年 1 2 月 1 1 日

東京都人事委員会殿

東京都教育委員会(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験 (Ⅰ類B、Ⅲ類) に合格し、東京都職員に 採用された者の経験年数換算の特例について (申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第6条及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」(昭和33年東京都人事委員会規則第3号。以下「級に関する規則」という。)第9条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第35条及び級に関する規則第13条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

- (1) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)(以下「採用試験」という。) に合格し、東京都職員(「学校職員の給与に関する条例」(昭和31年東京都条例第68号。以下 「学校職員給与条例」という。)に規定する学校職員を除く。)として採用される者については、 初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。
- (2) 採用試験に合格し、学校職員給与条例に規定する学校職員のうち事務職員として採用される者については、級に関する規則第9条により準用する初任給規則第6条第2項の経験年数換算表の適用において、(1)の特例を準用する。
- 2 適用年月日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長石川良一(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に 採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

2 監総第694号 令和2年12月11日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員 茂垣 之雄 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に 採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

2 選 総 第 979 号 令和 2 年 12 月 11 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長 澤 野 正 明 (公 印 省 略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

令和3年1月1日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会 委員長 青山 佾 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験 (Ⅰ類B、Ⅲ類) に合格し、東京都職員 に採用された者の経験年数換算の特例について (申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

令和3年1月1日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会 会長 有元 貴文 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

令和3年1月1日

規則改正案文一覧

~ 目 次 ~

- I 東京都人事委員会規則の一部改正
 - 1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則(2頁)

職 員 \mathcal{O} 旅 費 に 関 す る 条 例 第 条 第 項 等 に ょ る 旅 費 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を 公 布

する。

令和二年十二月二十三日

東京都人事委員

会

◉東京都人事委員会規則第善号

員 \mathcal{O} 旅 費 に 関 す る 条 例 第 条 第 項 等 に ょ る 旅 費 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す

る

規 則

職

職 員 \mathcal{O} 旅 費 12 関 す る 条 例 第 条 第 項 等 に ょ る 旅 費 規 則 $\overline{}$ 昭 和 + 六 年 東 京 都 人 事 委

員 会 規 則 第 五 뭉 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

げ 勤 る 庁 第 三 区 が 分 存 条 に す \mathcal{O} 応 る U \mathcal{O} 島 見 当 \mathcal{O} 出 該 区 L 各 域 中 号 外 に カュ 島 定 5 L \Diamond 当 ょ る 該 者 区 を 域 内 に 島 に 改 L \Diamond 赴 ょ 任 等 _ 同 L た 項 に ک 12 改 لح 次 \Diamond \mathcal{O} \mathcal{O} 各 な 同 号 11 条 者 を 第 _ 加 え を 項 中 る \neg 次 \mathcal{O} 退 職 各 号 時 12 \mathcal{O} 掲 在

区 域 島 外 L カュ ょ \mathcal{O} 6 当 区 域 該 内 区 域 \mathcal{O} 内 在 に 勤 赴 地 に 任 L お た 1 ۲ 7 退 لح 職 \mathcal{O} な L 1 た 者 場 合 退 職 時 \mathcal{O} 在 勤 庁 が 存 す る 島 \mathcal{O}

5 当 東 該 京 近 都 接 \mathcal{O} 地 X 内 域 に 外 赴 \mathcal{O} 任 在 L 勤 た 地 ے に لح お \mathcal{O} 11 な 7 退 V 者 職 L た 場 合 退 職 時 \mathcal{O} 在 勤 庁 0) 近 接 地 以

外

カュ

 \mathcal{O} 本 第 三 邦 条 \mathcal{O} 地 \mathcal{O} 域 第 を 兀 項 次 を \mathcal{O} 同 条 各 号 第 に 五 掲 項 لح げ る L 区 分 同 に 条 応 第 三 ľ ` 項 当 中 該 \neg 各 旧 在 号 に 勤 定 庁 8 が 存 る す 地 域 る _ _ に 島 改 \mathcal{O} \otimes 区 域 外 同

項 に 次 \mathcal{O} 各 号 を 加 え る

 \mathcal{O}

本

邦

 \mathcal{O}

地

域

旧 在 勤 地 が 島 L ょ \mathcal{O} 区 域 内 \mathcal{O} 在 勤 地 で あ る 場 合 旧 在 勤 庁 が 存 す る __ 島 \mathcal{O} 区 域 外

地 域 旧 在 勤 地 が 東 京 都 \mathcal{O} 区 域 外 \mathcal{O} 在 勤 地 で あ る 場 合 旧 在 勤 庁 \mathcal{O} 近 接 地 以 外 \mathcal{O} 本 邦 \mathcal{O}

2 東 京 条 例 第 三 区 域 条 第 外 項 在 勤 第 \equiv 号 に お 規 定 東 す る 人 事 大 震 委 災 員 に 会 係 規 則 被 で 定 地 \Diamond 支 る 援 被 災 業 地 支 援 \mathcal{O} 業 務 は

附 則

都

 \mathcal{O}

 \mathcal{O}

庁

に

け

る

日

本

る

災

 \mathcal{O}

務

لح

す

る

1

 $\overset{\sim}{\smile}$

 \mathcal{O}

規

則

は

令

和

三

年

兀

月

日

か

5

施

行

す

る

え

る

第

 \equiv

条

 \mathcal{O}

中

第

三

項

を

第

兀

項

と

L

第

項

を

第

三

項 と

L

第

_

項

 \mathcal{O}

次

に

次

 \mathcal{O}

_

項

を

加

2 \mathcal{O} 規 則 に ょ る 改 正 後 \mathcal{O} 職 員 \mathcal{O} 旅 費 に 関 す る 条 例 第 条 第 項 等 に ょ る 旅 費 規 則 出 第

三 発 L 条 た \mathcal{O} 旅 行 \mathcal{O} 及 規 定 U 同 は 日 \subseteq 前 に \mathcal{O} 退 規 職 則 L \mathcal{O} た 施 者 行 が \mathcal{O} 同 日 日 以 以 後 後 に に 出 出 発 す 発 す る る 旅 行 旅 行 カン に 6 0 適 用 11 て L は 同 な 日 お 前 従 に 前

の例による

る。

規則改正等案文一覧

~ 目 次 ~

Ⅱ 東京都規則の一部改正等

- 1 警視庁職員任用規程の一部改正(2頁)
- 2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(4頁)
- 3 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(10頁)
- 4 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(17頁)
- 5 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (18頁)
- 6 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (20頁)
- 7 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(23頁)
- 8 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(25頁)
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び第26 条の規定に基づく請求等に関する規程(27頁)
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則(29頁)
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則(31頁)
- 12 令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則(33頁)
- 13 令和2年における学校職員の慶弔休暇の特例に関する規則(35頁)
- 14 令和2年における東京都教育委員会会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規則(38頁)
- 15 令和2年における東京都議会議会局会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程(41頁)
- 16 令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程(43頁)
- 17 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(44頁)

訓令甲第 号

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年12月 日

警視総監 斉 藤 実

警視庁職員任用規程の一部を改正する規程

警視庁職員任用規程(昭和61年3月27日訓令甲第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1受験資格の部年齢及び学力の項 I 類採用試験の欄中「試験日現在において35歳」を「36歳」に、「試験日現在において21歳(同一年度内に22歳となる者)以上35歳」を「22歳以上36歳」に改め、同項 II 類採用試験の欄中「試験日現在において35歳」を「36歳」に、「試験日現在において19歳(同一年度内に20歳となる者)以上35歳」を「20歳以上36歳」に改め、同項 III 類採用試験の欄中「試験日現在において35歳」を「36歳」に、「試験日現在において17歳(同一年度内に18歳となる者)以上35歳」を「36歳」に、「試験日現在において17歳(同一年度内に18歳となる者)以上35歳」を「18歳以上36歳」に改め、同表備考の項中

「現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。」を

- 「1 年齢は、試験を行う日の属する年度の3月31日における年齢を示す。
- 2 現に警視庁の警察官である者が警察官採用試験を受験する場合は、適性検査及び身体 に 検査を免除するものとし、合格者は合格した採用試験の区分に応じた巡査として任用する。」 改める。

別表第1の2選考基準の部経歴等の項中「選考する年度の4月1日現在」を「選考を行う日の属する年度の4月1日」に改め、同部年齢の項中「選考する年度の3月31日現在」を「選考を行う日の属する年度の3月31日」に改める。

別表第1の3備考の項中「採用する年度の4月1日」を「選考を行う日の属する年度の3月31日」に改める。

別記様式第1から様式第2の3までの規定中「印」を削る。

別記様式第4中「印」を削る。

別記様式第5及び様式第6中「、外国出張」及び「印」を削る。

別記様式第7(1枚目)中「印」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記様式第1から様式第7までの改 正規定は、同年1月1日から施行する。

(準備行為)

2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行 為は、施行日前においても行うことができる。

職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 ` 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正 す る 規

則

号 職 \mathcal{O} 員 \mathcal{O} 部 勤 を 務 次 時 \mathcal{O} 間 ょ う 休 に 日 改 正 休 す 暇 る 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 $\overline{}$ 平 成 七 年 東 京 都 規 則 第 五. + 五.

号 号 世 に 1 又 前 帯 カン 掲 第 は げ 項 に と 5 七 第 第 第 る 属 あ 条 る 三 1 \mathcal{O} さ 号 号 号 ず な \mathcal{O} 又 ま は n 第 11 を は で か 九 _ _ 要 項 第 \mathcal{O} \neg لح _ 中 第 _ 介 に 号 五 護 改 を \neg を 項 に 者 \Diamond 第 加 第 掲 次 五. え げ 当 \mathcal{O} 項 号 る 該 消 各 第 三 か 職 滅 号 前 6 員 L 뭉 を 項 た 第 \mathcal{O} 及 に 各 ` 三 び 前 配 号 号 項 第 偶 と に _ ま 第 者 兀 掲 で 及 \mathcal{O} 第 号 げ 号 _ び 下 る に に カン 号 を 11 親 改 ら 又 ず 等 は \Diamond 第 第 れ 三 内 同 第 五 か 뭉 項 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} ま 親 第 号 第 で 三 に 族 几 を _ を 号 掲 号 _ に 除 中 げ \neg 前 る に 0 項 子 _ 各 第 と を \neg 号 同 五 لح 次 項 同 居 \mathcal{O} に 各 第 L 第 \mathcal{O} な 号

る 及 \mathcal{O} \mathcal{O} か 各 び 下 \mathcal{O} 第 号 に 七 を に 親 と 条 前 掲 等 あ \mathcal{O} 項 げ 内 る 同 る 項 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} に 親 第 は 11 ず 三 族 第 れ を 号 第 九 か 除 中 _ 項 第 兀 < 号 中 \mathcal{O} 項 子 又 \neg を 各 لح は 第 号 لح 同 第 兀 第 同 居 項 及 五 L 号 第 び 項 に 三 な \mathcal{O} 中 掲 世 11 뭉 _ げ 第 帯 並 兀 次 に と る び _ 項 \mathcal{O} 属 あ に と _ 第 さ る に な \mathcal{O} 及 号 11 は 同 び 項 又 _ は 前 と 要 中 第 介 項 を _ 第 を 護 削 次 号 者 加 ŋ \mathcal{O} 号 え 各 を 又 当 号 消 は 該 に \neg \neg 第 第 第 職 滅 掲 兀 五 員 L げ 뭉 た る 項 項 \mathcal{O} _ 12 配 中 1 に 掲 لح ず 偶 \neg 者 改 げ 次 れ

_

_

る

 \Diamond る 0

る 各 \mathcal{U} 下 \mathcal{O} _ 号 に 第 と 七 親 を に 等 あ 条 撂 \neg 前 げ 内 同 る \mathcal{O} 項 三 項 \mathcal{O} \mathcal{O} る 親 第 は V 第 三 に 族 ず 九 号 を 第 項 れ 中 除 中 \neg カュ 号 第 < \neg \mathcal{O} 0 五. 子 又 第 と 項 は 五 を 第 各 と 同 項 号 同 居 第 第 号 L 三 六 及 \mathcal{O} な に 号 項 び 掲 世 11 並 中 帯 げ び 第 に る と に 次 五. 属 あ _ \mathcal{O} 項 さ る と 及 な 第 \mathcal{O} に び 1 は 同 뭉 項 中 要 又 と 前 _ は 介 を 次 項 第 護 削 を 第 \mathcal{O} 加 者 Ŋ 各 ` 뭉 え 号 号 当 に 又 を 該 消 撂 は 第 職 滅 げ 第 第 六 L 員 五. た る 項 \mathcal{O} 項 号 中 配 1 ず に 偶 と に 掲 者 次 れ 改 げ \mathcal{O} 及 \mathcal{O} か

別 第 _ 記 第 + 六 号 条 様 \mathcal{O} 式 兀 第 \mathcal{O} 三 中 項 中 続 \neg 続 柄 を 続 柄 等 _ に 改 め る

 \otimes

る

舷 を 纃 舷 鈋 に 改 \otimes る

記 第 号 様 式 \mathcal{O} 三 中

別

翢 \Rightarrow * $rac{1}{2}$ 擬 1 $rac{1}{2}$ 9 鹅 挨 黓 庥 なべ 消 滅 \subset 7

消 滅 9 型 \blacksquare ..

を

\neg		\neg					_
				別 記			
被介護者との親族関係に変更があった。		被介護者との親族関係に変更があった。	第五号様式中	第四号様式中「鷲竬」を「鷲竬戦」に改める。	職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。	(消滅の理由:	要介護者と職員との親族関係が消滅した。
						\smile	
	を					に改める。	

癜 なべ 菝 \Rightarrow 瓣 ┿ r回 9 庫 能 <u>(1)</u> 属 N 7 5 1 \mathcal{C} $rac{1}{2}$ 3 S 7

に

改

 \Diamond

る

第六号様式處中「鶖

改

8

る

附則

1

 $\overset{\succ}{\smile}$ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 三 年 月 日 か 5 施 行 す る 0 た だ L 次 項 及 び 附 則 第 三 項 \mathcal{O} 規 定

は、公布の日から施行する。

2

年 \mathcal{O} 同 規 計 用 下 定 職 規 条 年 度 に 任 定 第 度 員 改 \mathcal{O} 用 に 七 ょ 任 \mathcal{O} 正 規 ょ る 用 則 職 項 勤 後 る 深 職 務 に 員 \mathcal{O} $\overline{}$ 夜 勤 届 会 員 時 規 ょ 間 務 出 計 勤 勤 則 る 時 年 務 改 務 度 時 正 間 改 \mathcal{O} 休 と 規 正 任 制 間 暇 後 1 う 則 後 用 限 規 等 \mathcal{O} 職 職 12 に 第 \mathcal{O} 則 _ 関 十 係 規 員 員 条 則 勤 る لح す 第 \mathcal{O} に 第 務 請 る 七 勤 11 七 時 求 う 規 務 お 条 及 0 則 条 時 間 \mathcal{O} 11 び 間 7 \mathcal{O} 規 準 則 改 第 平 第 用 \mathcal{O} 第 正 九 成 九 休 す 九 後 条 項 日 第 12 + で る 条 \mathcal{O} 場 九 休 に 規 お 七 準 項 年 合 お 則 11 用 暇 を で 11 第 7 東 す 等 含 準 七 準 7 京 る に む 用 準 条 用 都 同 関 す 用 \mathcal{O} す 規 条 す る す る 則 第 る に 同 る 第 場 第 条 規 条 場 九 合 兀 項 例 定 第 合 項 を 号 施 $\overline{}$ 会 す を で 含 行 含 準 る 項 む 計 規 以 む 用 下 年 則 超 会 す 過 度 会 任 以 勤 計 る \mathcal{O}

後 る 務 る 務 勤 会 務 請 届 \mathcal{O} 時 \mathcal{O} 計 規 時 求 間 出 免 間 及 規 年 除 規 び 則 改 度 に 則 改 第 正 任 係 第 正 十 後 用 る + 後 職 __ \mathcal{O} 請 _ \mathcal{O} 条 規 員 求 条 規 に 則 勤 及 に 則 な 第 務 てバ お 第 七 時 11 改 七 7 条 間 11 正 準 条 \mathcal{O} 規 7 後 \equiv 準 \mathcal{O} 用 則 0 用 三 す 第 第 規 + す 第 九 る 則 場 九 項 条 る 第 場 項 合 で に 七 合 で を 準 お 条 を 準 含 用 1 \mathcal{O} 含 用 む す て す 潍 む る \mathcal{O} 用 る 同 <u>-</u> $\overline{}$ す 同 に 条 第 \mathcal{O} 条 規 第 る 九 場 規 第 定 項 定 七 す 項 合 で を に 項 る 準 会 含 $\sum_{}$ ょ 超 用 る 会 過 計 む す 年 届 計 勤 る 出 年 務 度 同 並 度 任 \mathcal{O} \mathcal{O} 条 75 任 制 用 規 第 に 用 限 職 定 六 改 職 に 員 12 日 正 員 係 勤 ょ 項

3 八 第 暇 年 都 条 及 東 職 条 12 + び 京 例 員 お 七 改 都 第 \mathcal{O} 条 1 正 条 勤 7 及 後 例 뭉 務 潍 び 第 \mathcal{O} 時 十 用 改 条 に 間 す 正 例 五 ょ 第 る 後 号 る 休 場 \mathcal{O} + 改 日 合 規 七 以 正 を 則 条 下 後 休 第 含 \mathcal{O} \mathcal{O} \neg 暇 改 職 等 む + に 正 員 に 七 規 後 \mathcal{O} 関 条 定 す \mathcal{O} 勤 \mathcal{O} \mathcal{O} す 規 条 務 る 定 る 例 時 条 _ \mathcal{O} 介 間 例 $\overline{}$ 会 例 護 と \mathcal{O} に 計 時 1 休 ょ 年 間 う 日 部 ŋ 度 に を $\overline{}$ 任 係 休 改 用 暇 る 第 正 \mathcal{O} 職 請 + 等 す 員 七 に る 規 求 則 勤 等 条 関 条 \mathcal{O} 務 は に す 例 時 る 施 規 行 間 改 定 条 令 規 \mathcal{O} 正 す 例 和 則 日 後 る 介 平 前 第 \mathcal{O} 年

前

12

お

1

7

t

行

う

ح

لح

が

で

き

る

4

 \mathcal{O}

規

則

 \mathcal{O}

施

行

 \mathcal{O}

際

 $\sum_{}$

 \mathcal{O}

規

則

に

ょ

る

改

正

前

 \mathcal{O}

職

員

 \mathcal{O}

勤

務

時

間

休

日

休

暇

等

12

関

に

お

+

1

て

t

行

う

ک

لح

が

で

き

る

す

る

条

例

施

行

規

則

 \mathcal{O}

様

式

 \mathcal{O}

規

則

に

ょ

n

改

正

さ

n

る

t

 \mathcal{O}

に

限

る

に

ょ

る

用

紙

で

0

則 第 十 六 条 \mathcal{O} 兀 に 規 定 す る 短 期 \mathcal{O} 介 護 休 暇 \mathcal{O} 請 求 等 は \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O}

東

京

護

休

成

七

規

則

学 校 職 員 0) 勤 務 時 間、 休日、 休 暇 等 に 関す る 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

を

公

布する。

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員

会

10

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

号

学 校 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} __ 部 を 改 正

す

る 規 則

会 規 学 則 校 第 職 五. 員 号 \mathcal{O} 勤 務 \mathcal{O} 時 部 間 を 次 休 \mathcal{O} 日 ょ 休 に 暇 改 等 に 正 す 関 す る 条 例 施 行 規 則 平 成 七 年 東 京 都 教 育 委 員

う

る

号 号 世 に 1 又 前 帯 カン 掲 第 は と げ 七 項 に 5 第 第 あ 第 る 条 属 る 三 1 \mathcal{O} さ 号 号 ず 号 \mathcal{O} な 又 ま は n 第 11 を は で カン 九 _ _ 要 \mathcal{O} 項 第 لح 介 中 第 _ に 号 五 護 改 を \neg を 項 に 者 第 8 加 次 五. 第 掲 え げ 当 \mathcal{O} 項 号 る 消 各 第 該 _ か 職 滅 号 三 前 員 L 号 5 を 項 た 第 及 \mathcal{O} に 各 三 71 前 配 뭉 号 第 項 偶 と に _ ま 第 者 兀 掲 で 及 第 号 \mathcal{O} げ _ 号 _ U 下 る に カン 12 号 を 11 5 改 親 又 \neg ず 等 は 第 8 第 れ 三 る 内 同 第 五. カ 号 \mathcal{O} 項 項 \mathcal{O} ま 親 第 号 第 に で 族 三 兀 を を 号 掲 号 _ に \neg 除 中 げ 前 < る に 0 項 子 \sqsubseteq 各 第 と を \neg 号 لح 同 次 五 項 同 居 \mathcal{O} 第 に 各 L 第 \mathcal{O} な 号

及 \mathcal{O} か 75 下 \mathcal{O} 第 に 七 親 と 条 \neg 等 あ \mathcal{O} 内 同 る 項 \mathcal{O} \mathcal{O} \mathcal{O} _ 親 第 は 三 族 第 を 号 第 九 除 中 項 < 号 中 子 又 \neg لح は 第 と 同 第 兀 居 同 項 L 号 第 な に \equiv \mathcal{O} 世 掲 号 1 \sqsubseteq げ 帯 並 に کے る び 属 あ に _ لح さ る な \mathcal{O} 及 は 同 び 11 項 と 要 中 介 を を 護 削 次 者 加 ŋ \mathcal{O} え 各 当 号 該 消 に 第 職 滅 掲 げ 五. 員 L 項 \mathcal{O} た る 中 配 VI 偶 لح ず 者 次 n

る \mathcal{O} 各 뭉 を に 前 掲 げ 項 る に 11 ず れ カュ 第 兀 \mathcal{O} 項 を 各 号 第 及 五 び 項 中 第 兀 次 項 \mathcal{O} 第 に 号 又 は 前 第 項 第 号 号 を 又 は 第 第 兀 号 項 に 掲 に 改 げ

 \Diamond

る

る 各 \mathcal{U} 下 \mathcal{O} 号 に 第 لح を 親 七 に 等 あ 掲 条 前 げ 内 同 る \mathcal{O} 三 項 \mathcal{O} 項 \mathcal{O} る 親 第 は V 第 三 に 族 ず 九 を 号 第 項 れ 中 除 中 カュ < 号 第 \mathcal{O} 子 五. 又 第 項 と は 五. を と 第 各 同 項 号 同 居 第 第 号 L 三 六 及 \mathcal{O} な に 号 項 び 世 掲 11 並 中 げ 帯 び る 第 に と に 次 五. 属 あ \mathcal{O} 項 さ る 及 第 な \mathcal{O} に び 1 は 同 号 項 中 _ 又 要 と 前 \sqsubseteq は 介 を 次 項 第 護 削 を 第 \mathcal{O} 加 者 り 各 号 え 号 号 当 又 に を 該 消 は 撂 第 職 滅 第 げ 六 し 第 員 る 五. 項 た \mathcal{O} 号 項 中 配 11 に ず 偶 لح に 掲 者 次 れ 改 げ \mathcal{O} 及 \mathcal{O} カュ

第 _ + 七 条 \mathcal{O} 兀 第 三 項 中 続 柄 を 続 柄 等 に 改 \Diamond る

胘

を

続

胘

鄉

に

改

 \Diamond

る

8

る

别 別 記 記 第 第 号 号 様 様 式 式 \mathcal{O} \mathcal{O} 三 中 中 続

者と職員との親族関係が消滅した。

(消滅の理由:

瞅

 \Rightarrow

を

「□被介護者との親族関係に変更があった。	被介護者と	別記第五号様式中	別記第四号様式中「鷲菡」を「鷲菡蝦」に改める	□ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこと	類 四 ボ 用 ぐ 猫 米 フ 回 ၂ (書 東 ア 属 ャ さ ご ァ(消 滅 の 斑 田 :	□ 数介護在と職具との親族選条が消滅した。
)に改める	

2 1 は \mathcal{O} 以 校 第 六 下 等 以 ۲ 勤 下 号 擬 務 に \mathcal{O} 公 \mathcal{O} 附 様 時 日 勤 規 布 規 \neg がな 間 勤 務 改 則 \mathcal{O} 則 則 式 講 す 正 に 日 は (表) 筱 \Rightarrow 休 ょ 後 カコ 中 師 る 攤 暇 規 5 日 \mathcal{O} る 令 等 則 規 改 施 和 続 辨 勤 三 _ に 講 則 正 行 $rac{1}{2}$ 関 と 後 す 年 師 川 る す に と \mathcal{O} 1 学 月 9 関 る う 1 す う 規 校 丰 兞 $\overline{}$ 則 る 職 日 能 第 規 員 か を <u>(1)</u> 平 + 則 第 \mathcal{O} 5 厩 成 絝 九 七 勤 施 N 条 行 2 平 条 務 5 + す \mathcal{O} 成 \mathcal{O} 時 胘 _ 三 る 七 + 間 1 0 年 及 第 九 $rac{1}{2}$ た 東 び 年 九 休 鄉 $rac{1}{2}$ だ _ 京 項 日 3 東 東 都 京 京 で L に S 改 教 都 都 準 休 7 育 公 教 用 暇 次 \Diamond 委 立 育 す 等 項 る に 及 員 学 委 る 会 関 校 員 同 び 規 会 会 条 す 附 則 計 規 第 る 則 第 年 _ 第 則 条 三 九 項 例 に 度 第 $\overline{}$ 改 号 任 六 施 項

 \Diamond

る

都

<u>\f\</u>

学

行

規

則

 \mathcal{O}

規定

用

職

員

以

下

+

号

定 規 時 第 る む る 第 準 勤 第 勤 \mathcal{O} む す 則 間 場 用 九 講 + 請 務 九 会 る す 第 規 項 合 師 九 求 時 第 条 計 短 則 で を 規 及 間 九 に る \mathcal{O} 条 \mathcal{O} 年 期 + 第 準 含 則 規 び 規 項 お 同 規 \mathcal{O} 度 七 + \mathcal{O} 用 む 定 改 則 で 条 第 1 定 兀 任 す 介 条 __ + 12 正 第 準 て 第 に 及 用 $\overline{}$ 護 九 ょ + 準 七 ょ \mathcal{O} 条 る 後 用 75 職 に 休 兀 同 に 条 る \mathcal{O} 条 す 用 項 る 会 員 暇 お 条 規 \mathcal{O} 届 規 に る す 深 計 勤 第 定 \mathcal{O} 日 五 出 則 お る 日 夜 11 同 年 務 請 七 す 場 勤 7 及 第 条 勤 勤 1 度 時 求 講 準 項 る び 務 改 七 て 第 合 講 任 間 等 師 用 会 正 条 準 を 師 \mathcal{O} 超 $\overline{}$ 用 規 は 規 す 日 過 計 後 \mathcal{O} 用 項 含 規 制 職 則 則 る 勤 年 \equiv す む 則 限 勤 \mathcal{O} 員 $\sum_{}$ 場 第 に 第 講 務 度 日 規 \mathcal{O} る 勤 لح 合 師 任 場 勤 + \mathcal{O} \mathcal{O} 則 係 務 規 + を 九 規 制 用 第 第 合 講 \mathcal{O} る 11 時 則 含 限 職 七 条 Š __ 則 九 を 師 規 請 間 0 条 む 第 に 条 含 規 定 \mathcal{O} 求 員 項 規 三 施 12 + 係 勤 \mathcal{O} で む 則 12 及 則 三 潍 行 お 九 る 務 第 ょ 及 び 第 第 第 + 請 時 る び \mathcal{O} 11 \mathcal{O} 条 用 改 九 + す 日 7 規 \mathcal{O} 求 間 九 に 九 届 会 正 条 条 前 準 定 五 及 規 項 る 規 条 出 計 後 に に で 12 用 に 及 び 則 同 定 \mathcal{O} 年 \mathcal{O} お お お す ょ 75 改 第 潍 条 す 兀 改 度 規 11 11 る 会 + 用 第 1 る 正 る 及 正 任 則 7 て す て 六 場 届 計 後 超 び 後 用 第 潍 準 ŧ 合 出 年 \mathcal{O} 条 る 項 過 会 職 七 \mathcal{O} 用 用 行 を 並 度 規 に 同 計 規 員 条 勤 す す う 含 び 任 則 お 条 日 務 年 則 勤 \mathcal{O} る \sum る む に 用 第 第 勤 度 務 11 \mathcal{O} 第 場 職 七 場 لح 改 任 七 時 第 7 講 免 が 合 正 員 条 準 項 合 師 除 用 条 間 九 で 12 後 用 規 12 職 規 項 を 勤 \mathcal{O} を \mathcal{O}

る

き

規

 \mathcal{O}

務

三

す

日

含

則

係

員

則

で

含

3 4 に が 用 東 勤 講 正 す 関 平 す 京 学 で 講 師 後 る す \mathcal{O} き る 師 に \mathcal{O} 介 成 都 校 る 規 る 場 規 関 規 護 七 条 職 す 条 則 合 則 則 休 年 例 員 例 \mathcal{O} を 第 る 第 暇 東 \mathcal{O} 第 施 施 含 規 及 京 勤 + 行 十 則 び 都 号 行 む 務 規 八 時 \mathcal{O} 改 条 条 間 則 際 条 昭 正 例 に \mathcal{O} \mathcal{O} 及 後 第 ょ \mathcal{O} 和 _ 様 規 兀 び 兀 る \mathcal{O} 休 式 + \mathcal{O} 定 及 + 改 改 日 条 \mathcal{U} 規 \mathcal{O} 九 正 例 五. 正 $\overline{}$ ے 号 則 例 会 年 後 第 後 休 \mathcal{O} 12 に 計 東 \mathcal{O} + \mathcal{O} 暇 ょ ょ 学 等 規 年 京 規 八 以 度 る ŋ 都 則 条 下 校 に 則 に 改 任 教 第 関 \mathcal{O} 職 ょ 正 用 育 改 員 す ŋ 前 \mathcal{O} 職 委 + に 正 \mathcal{O} る 改 規 員 員 八 規 後 条 \mathcal{O} 勤 正 学 則 勤 会 条 定 \mathcal{O} 務 例 さ す 校 務 規 \mathcal{O} 時 \mathcal{O} 条 \mathcal{O} n 職 施 時 則 る 例 間 る 員 行 間 第 介 部 t \mathcal{O} 規 都 لح 休 を \mathcal{O} 護 \mathcal{O} 則 + 立 時 日 改 勤 日 1 う 学 第 兀 間 正 に 務 前 号 す 限 時 に 校 に 休 0 る 間 お + 等 係 暇 る V 八 に る 第 等 条 休 て 条 第 勤 請 + に 例 関 に 日 Ł に + 務 求 八 ょ 等 お 九 す 条 す 令 行

で

現

に

残

存

す

る

ŧ

 \mathcal{O}

は

所

要

 \mathcal{O}

修

正

を

加

え

な

お

使

用

す

る

ے

لح

が

で

き

る

る

用

紙

休

暇

等

う

لح

11

て

準

条

日

る

時

間

に

規

定

は

改

る

条

例

和

年

会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規

則

号 会 計 \mathcal{O} 年 部 度 を 任 次 用 \mathcal{O} 職 ょ 員 う \mathcal{O} に 勤 改 務 正 時 す 間 る 休 暇 等 に 関 す る 規 則 平 成 <u>-</u> + 七 年 東 京 都 規 則 第 兀

 \Diamond 第 5 第 れ た + + 六 勤 務 条 条 時 及 第 間 \mathcal{U} が 第 項 兀 中 時 十 五. 間 配 以 条 偶 中 上 者 で 又 あ は る 職 を 員 時 間 に 配 限 を 偶 ŋ 単 者 位 若 時 لح L 間 L < て を は _ 単 と 位 に لح あ 改 る \emptyset 7 \mathcal{O} は と 親 \sqsubseteq 族 を 日 に 削 \mathcal{O} る 0 き 下 に 定

附 則

又

は

同

 \mathcal{O}

世

帯

12

属

す

る

者

を

加

え

る

0

6

る

1 $\overset{\succ}{\smile}$ 施 行 \mathcal{O} す 規 則 は 令 和 三 年 -- 月 __ 日 カュ 5 施 行 す る 0 た だ L 次 項 \mathcal{O} 規 定 は ` 公 布 \mathcal{O} 日 カュ

2 お \mathcal{U} ۲ V 同 条 \mathcal{O} て 規 に 規 t 則 規 則 行 第 定 に う す ょ ۲ + る る と 六 子 改 が ど 条 正 で に ŧ 後 き 規 \mathcal{O} \mathcal{O} る 定 看 会 す 護 計 る 休 年 介 暇 度 護 任 休 同 用 暇 規 職 に 則 員 第 係 \mathcal{O} $\stackrel{-}{\longrightarrow}$ る 勤 + 請 務 求 五. 時 等 条 間 は に 規 休 $\sum_{}$ 定 暇 \mathcal{O} す 等 規 る に 則 短 関 \mathcal{O} 期 す 施 \mathcal{O} る 行 介 規 \mathcal{O} 護 則 日 休 第 暇 前

に

及

+

規

東

京

都 公

<u>77.</u>

学 校

会 計

年

度 任

用 職 員 O勤 務 時

間、

休 暇 等 に 関 す る 規

則

の 一

部

を

改

正 す る

則 を 公 布 す る。

令 和二 年十二 月二 +

三

日

東 京 都 教 育 委 員 会

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

号

東 京 都 公 立 学 校 숲 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部

を 改 正 す る 規 則

東 京 都 公 <u>\f</u> 学 校 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 $\overline{}$ 平 成 _ + 七 年 東

京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 九 뭉 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 _ + 条 及 U 第 + 五. 条 中 時 間 を 単 位 لح L 7 \sqsubseteq と あ る \mathcal{O} は \neg

5 れ た 勤 務 時 間 が 兀 時 間 以 上 で あ る 職 員 に 限 ŋ 時 間 を 単 位 لح L て と _ を 削 る

 \Diamond

第

+

六

条

第

項

中

配

偶

者

又

は

を

配

偶

者

若

L

<

は

に

改

 \otimes

親

族

 \mathcal{O}

下

に

日

に

0

き

定

又 は 同 \mathcal{O} 世 帯 に 属 す る 者 を 加 え る

附 則

1 $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 三 年 月 日 か 5 施 行 す る 0 た だ L 次 項 \mathcal{O} 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日 カュ

5 施 行 す る

行

 \mathcal{O}

日

前

に

お

11

て

Ł

行

う

 \sum_{i}

لح

が

で

き

る

2 \mathcal{O} す 介 る 護 規 \mathcal{O} 休 則 規 暇 第 則 及 に ょ び + 同 る 規 条 改 則 12 正 第 規 後 _ 定 \mathcal{O} + す 東 六 る 京 条 子 都 に تلح 公 規 <u>\\ \\ \</u> t 定 学 \mathcal{O} す 看 校 る 護 会 介 休 計 護 暇 年 休 度 任 暇 同 に 規 用 職 係 則 る 第 員 請 \mathcal{O} 求 + 勤 等 五 務 は 条 時 に 間 ک 規 定 \mathcal{O} 休 規 す 暇 則 る 等 \mathcal{O} 短 に 期 施 関

東 京 都 教 育 委 員 会 会 計 年 度 任 用 職 員 0) 勤 務 時 間、 休 暇 等 に 関 す る 規 則 0) 部 を 改

正す

規則を公布する。

る

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

号

東 京 都 教 育 委 員 会 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 \mathcal{O}

部 を 改 正 す る 規 則

東 京 都 教 育 委 員 会 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 暇 等 に 関 す る 規 則 平 成 十 七 年

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第 八 묽 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第

+

条

及

び

第

_

十

五.

条

中

 \neg

時

間

を

単

位

と

L

て

_

と

あ

る

 \mathcal{O}

は

日

に

0

き

定

 \otimes Ò れ た 勤 務 時 間 が 兀 時 間 以 上 で あ る 職 員 に 限 ŋ 時 間 を 単 位 لح L て と _ を 削 る

第 + 六 条 第 項 中 配 偶 者 又 は _ を 配 偶 者 若 L < は に 改 \emptyset 親 族 \mathcal{O} 下 に

又 は 同 \mathcal{O} 世 帯 に 属 す る 者 _ を 加 え る

附 則 を 附 則 第 項 と L 附 則 に 次 \mathcal{O} 項 を 加 え

2 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 日 休 暇 等 に 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

る

年 東 京 都 規 則 第 뭉 附 則 第 項 及 び 附 則 第 三 項 \mathcal{O} 規 定 は 介 護 を 行 う 職 員 に 0 1

て 準 用 す る

附 則

1 則 に $\sum_{}$ \mathcal{O} 項 規 を 則 加 は え る 令 改 和 三 正 規 年 定 及 月 び 次 日 項 か 5 \mathcal{O} 規 施 定 行 は す る 0 公 布 た だ \mathcal{O} 日 L カュ 6 附 施 則 行 を す 附 る 則 第 項 لح L 附

令

和

2

日

て

ŧ

う

と

き

る

施 期 関 \mathcal{O} す 行 \mathcal{O} る 介 \mathcal{O} 護 規 規 前 休 則 則 に に 暇 第 ょ お 及 び + る 1 同 改 正 規 条 行 則 に 後 第 規 \mathcal{O} 東 定 +す 京 が 六 都 る で 条 子 教 に ど 育 規 ŧ 委 定 \mathcal{O} 員 会 す 看 会 護 る 介 休 計 護 暇 年 休 度 暇 同 任 に 規 用 係 則 職 る 第 員 請 \mathcal{O} 求 + 勤 等 五. 務 時 は 条 に 間 規 定 休 \mathcal{O} す 規 暇

則

 \mathcal{O}

等

に

る 短

東 京 都 議 会 議 長 訓 令 第

号

東 京 都 議 会 議 会 局 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 睱 等 に 関 す る 規 程 平 成 + 七 年

東

京

都

議

会

議

会

局

令 和 年 + 月 + 三 日 東

京

都

議

会

議

長

訓

令

第

五.

묽

 \mathcal{O}

部

を

次

 \mathcal{O}

ょ

う

に

改

正

す

る

東 京 都 議 会 議 長 石 Ш 良

第 _ + 条 及 び 第 十 兀 条 中 時 間 を 単 位 لح L て _ と あ る \mathcal{O} は 日 に 9 き 定 \otimes

5 第 れ た + 勤 五. 務 時 条 間 第 が 兀 項 時 中 間 以 配 上 偶 で 者 あ 又 る は 職 員 を に 限 配 ŋ 偶 者 時 若 間 L を < 単 は 位 لح に L 改 て \emptyset と 親 を 族 削 る \mathcal{O} 下 に

又 は 同 \mathcal{O} 世 帯 に 属 す る 者 を 加 え る

附

則

を

附

則

第

項

لح

L

附

則

に

次

 \mathcal{O}

項

を

加

え

る

2 職 員 \mathcal{O} 勤 務 時 間 休 H 休 暇 等 12 関 す る 条 例 施 行 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則

令

和

年 東 京 都 規 則 第 号 附 則 第 項 及 び 附 則 第 三 項 \mathcal{O} 規 定 は 介 護 を 行 う 職 員 に 0 1

て 準 用 す る

附 則

1 \sum

 \mathcal{O} 訓 令 は 令 和 三 年 月 日 か 5 施 行 す る た だ L 附 則 を 附 則 第 項 لح L

附

2 関 則 \mathcal{O} 介 に す 護 る \mathcal{O} 休 規 訓 項 程 令 を 暇 加 及 第 に び ょ え 同 + る る 改 規 条 改 程 正 に 正 第 規 後 規 定 定 \mathcal{O} +す 及 東 る び 京 五. 条 子 都 次 ど 議 項 に 規 ŧ 会 \mathcal{O} 定 議 規 \mathcal{O} す 会 定 看 る 護 は 局 会 休 介 護 暇 計 公 布 休 年 同 暇 度 \mathcal{O} に 規 任 日 係 程 用 か る 第 職 5 請 員 施 + 求 行 \mathcal{O} 等 す 兀 勤 条 務 る は 時 に 規 間

定

す

る

短

期

休

暇等

に

 \mathcal{O}

訓

令

 \mathcal{O}

施

行

0)

日

前

に

お

いて

ŧ

行

う

ک

لح

が

で

き

る

存 続 期 間

訓令甲第 号

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程を次のように定める。 令和2年12月23日

警視総監 斉 藤 実

警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程等の一部を改正する規程

(警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程の一部改正)

第1条 警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)の 一部を次のように改正する。

第16条第1項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第20条の4第1項中「(内縁の関係にある者を含む。) 又は二親等以内の親族」を「若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に改め、同条第3項中「続柄」を「続柄等」に改める。

(警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第2条 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令 甲第17号)の一部を次のように改正する。

第7条中「(内縁の関係にある者を含む。)又は2親等内の親族」を「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に改める。

第19条中「、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」と」を削る。

第21条中「慶弔休暇については、」の次に「規則第24条の規定及び」を加える。

第23条中「、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」と」を削る。

第24条第1項中「又は2親等内の親族」を「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。) 若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に改める。

(警視庁警察職員勤務規程の一部改正)

第3条 警視庁警察職員勤務規程(平成12年3月24日訓令第16号)の一部を次のように改

正する。

第15条第3項中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加える。

附 則

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第7 条に規定する育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限に係る請求及び届出並び に同規程第19条に規定する子どもの看護休暇、同規程第23条に規定する短期の介護休暇及 び同規程第24条に規定する介護休暇に係る申請は、この訓令の施行の日前においても行うこ とができる。

1年保存令和4年3月31日まで

訓令乙第●号

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び 第26条の規定に基づく請求等に関する規程を次のように定める。

令和2年12月23日

警視総監 斉 藤 実

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程第8条、第9条、第23条及び 第26条の規定に基づく請求等に関する規程

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の免除の請求及び届出)

第1条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和2年東京都規則第●号。)による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号。以下「改正後の規則」という。)に基づく警視庁警察職員勤務規程(平成12年3月24日訓令甲第16号。以下「勤務規程」という。)第15条の2の規定を準用する警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号。以下「会計年度任用職員規程」という。)第8条に規定する育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の免除に係る請求及び届出は、この訓令の施行の日以降行うことができる。

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限の請求及び届出)

第2条 改正後の規則に基づく勤務規程第15条の3の規定を準用する会計年度任用職員規程 第9条に規定する育児又は介護を行う会計年度任用職員の超過勤務の制限に係る請求及び届 出は、この訓令の施行の日以降行うことができる。

(短期の介護休暇の申請)

第3条 改正後の規則に基づく警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程(平成7年3月31日訓令甲第17号)第20条の4の規定を準用する会計年度任用職員規程第23条に規定する 短期の介護休暇に係る申請は、この訓令の施行の日以降行うことができる。

(介護時間の申請)

第4条 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(令和2年東京都条例第●号。)による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成7年東京都条例第15号。)第17条の2に規定する介護時間に係る申請は、改正後の規則第27条の2の規定に準ずる会計計年度任用職員規程第26条の規定の例により、この訓令の施行の日以降行うことができる。

附則

この訓令は、令和2年12月23日から施行する。

都 <u>\frac{1}{1}</u> 学 校 等 に 勤 務 す る 時 間 講 師 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規

令和二年十二月二十三日

東京都教育委員会

則 を

公

布す

る。

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

号

都 立 学 校 等 に 勤 務 す る 時 間 講 師 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規

則

都 <u>\f</u> 学 校 等 に 勤 務 す る 時 間 講 師 に 関 す る 規 則 昭 和 兀 + 九 年 東 京 都 教 育 委 員 会 規 則

第 + 兀 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る

第 兀 第 項 + を 八 条 第 三 \mathcal{O} 項 لح 第 L 項 第 第 五. 項 号 を 中 第 \neg 兀 第 七 項 と 項 L を 第 六 第 項 六 を 項 第 _ 五. に 項 改 لح \Diamond L 同 条 同 条 中 第 第 \equiv 七 項 項

中

第

を

削

り

五. 第 項 十 八 を 条 \mathcal{O} 第 三 兀 第 項 項 に 中 改 \otimes 配 偶 同 者 項 を 又 は 同 条 を 第 六 項 配 لح 偶 す 者 若 る L < は に 改 め 親 族 _ \mathcal{O}

は 附 同 則 世 に す 者 加

に

又

 \mathcal{O}

帯

属

る

を

え

る

か

5

施

行

す

る

0

1 $\overset{\sim}{\smile}$ \mathcal{O} 規 則 は 令 和 三 年 月 日 カ 5 施 行 す る た だ L 次 項 \mathcal{O} 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日

2 に 規 \mathcal{O} 定 規 す 則 る に 子 ょ ど る 改 t \mathcal{O} 正 看 後 護 \mathcal{O} 休 都 暇 <u>\f</u> 及 学 び 校 短 等 期 に 勤 \mathcal{O} 介 務 護 す 休 る 暇 時 間 並 び 講 12 師 同 に 規 関 則 す 第 る + 規 則 八 第 条 \mathcal{O} + 三 八 に 条

定 す る 介 護 休 暇 に 係 る 請 求 等 は \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 施 行 \mathcal{O} 日 前 に お 1 て t 行 う لح が で き

規

 \mathcal{O}

る

下

都 <u>\frac{1}{1}</u> 令 和二年 学 校 等 + に 勤 月 二 十 三 務 日

す る 日 勤 講 師 に 関 す る 規 則 \mathcal{O} 部 を 改 正 す る 規 則 を 公

布

す

る。

東 京 都 教 育 委 員 会

東 京 都 教 育 委 員 会 規 則 第

号

都 立 学 都 校 <u>八</u> 学 等 に 校 勤 等 務 に す 勤 る 務 す 日 勤 る 講 日 師 勤 講 に 師 関 す に る 関 す 規 則 る 規 平 則 成 \mathcal{O} + _ 九 部 年 を 東 改 京 正 都 す 教 る 育 規 委 則 員 会 規

六 + 号 \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う に 改 正 す る 配 偶 者 若 は に 改 \Diamond \neg 親 族 下 に

し

<

_

 \mathcal{O}

則

第

第 +条 第 項 中 配 偶 者 又 は を \neg

第 又 三 は + 同 七 条 \mathcal{O} 第 世 三 帯 項 に 第 属 す 号 る 中 者 を 第 加 え +る 八 条 第 \equiv 項 並 \mathcal{U} に 第 + 九 条 第 兀 項

附 則

項

を

並

 $\mathcal{C}_{\mathcal{C}}$

に

第

+

八

条

第

三

項

_

に

改

8

る

1 \mathcal{O} 規 則 は 令 和 \equiv 年 月 日 か 5 施 行 す る た だ L 次 項 \mathcal{O} 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日

か 5 施 行 す る

で

き

る

2 に 規 定 \mathcal{O} す 規 る 則 介 に 護 ょ 休 る 暇 改 に 正 係 後 る \mathcal{O} 申 都 請 <u>\f</u> 学 築 は 校 等 ۲ に 勤 \mathcal{O} 規 務 則 す \mathcal{O} る 施 日 行 勤 \mathcal{O} 講 日 師 前 に に 関 お す 1 る て 規 ŧ 則 行 第 う $\sum_{}$ 十 と が 条

32

及

び

第

五

令 和 年 に お け る 職 員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 規 則

_ 結 号 を 同 則 に 元 1 条 婚 年 関 職 百 _ j 第 \mathcal{O} 七 と す 以 員 三 + 日 月 1 下 \mathcal{O} る 兀 項 に う 勤 規 号 \mathcal{O} 係 規 務 \mathcal{O} 日 則 規 る 則 時 カ 週 に 定 規 ら 間 第 平 間 規 則 \mathcal{O} 令 と 成 前 定 適 第 和 十 11 休 三 三 う す \mathcal{O} 用 日 + 0 に + 年 条 る H 七 か 婚 兀 に 0 休 年 5 暇 姻 条 お 第 11 月 東 当 \mathcal{O} 第 六 11 等 て 京 該 届 は 日 て 十 に 都 結 出 項 ま 準 兀 関 規 婚 を す 第 で 用 条 同 則 す L 項 第 \mathcal{O} \mathcal{O} る 第 た 三 中 間 る 条 日 号 几 後 日 \mathcal{O} に 場 項 例 뭉 六 又 結 休 合 あ 施 月 は 婚 暇 る を 会 行 以 計 を 結 \mathcal{O} を 職 含 規 下 年 婚 員 む 則 経 取 日 得 度 過 L 会 任 平 す た 戸 L 計 用 る 日 籍 た \mathcal{O} に 成 年 \mathcal{O} 法 職 規 規 職 七 日 度 う 員 則 定 員 年 任 を す 5 昭 \mathcal{O} \mathcal{O} 東 لح 用 あ 職 和 除 施 る 勤 京 職 結 務 る 員 < 行 都 0 が + 員 \mathcal{O} \mathcal{O} 婚 時 規 勤 は 選 日 \mathcal{O} 間 則 務 第 択 年 12 前 日 が 時 L 法 お に 休 五. + 令 た 律 け 当 令 間 暇 和 日 第 る 該 和 規 等 五.

附則

職

員

勤

務

時

間

規

則

第

+

三

条

に

お

1

7

準

用

す

る

場

合

を

含

む

に

規

定

す

る

慶

弔

休

暇

に

三

年

月

日

カン

5

同

年

+

月

三

十

日

_

と

す

る

2 1 5 $\sum_{}$ 施 \mathcal{O} 行 \mathcal{O} 規 す 規 則 る 則 \mathcal{O} は 適 用 令 を 和 三 受 け 年 る 職 月 員 に 日 お か け 5 る 施 規 行 則 す 第 る 0 + た だ 兀 条 L 第 次 項 項 第 \mathcal{O} 規 号 定 は 会 計 公 年 布 度 \mathcal{O} 任 日 用 カン

令和二年 に お け る 学 校 職 員 O慶 弔 休 暇 0 特 例 に 関 す る 規 則 を 公 布 す る。

令和二年十二月二十二日

東京都教育委員

会会

●東京都教育委員会規則第

令

和

年

に

お

け

る

学

校

職

員

 \mathcal{O}

慶

弔

休

暇

 \mathcal{O}

特

例

に

関

す

る

規

則

号

三 を 同 結 と 十 則 則 講 会 元 年 1 条 婚 年 平 師 規 学 百 11 う う 平 لح 第 \mathcal{O} 七 成 条 に 則 校 \equiv 月 + 関 日 月 成 第 第 11 職 兀 項 に + + う す 五. 員 \mathcal{O} 号 \mathcal{O} 係 七 九 る 号 \mathcal{O} 日 日 第 뭉 カン 規 年 年 規 勤 る か 及 6 週 に 定 規 5 + 東 東 則 第 以 務 び 三 間 規 令 + 下 同 \mathcal{O} 則 京 時 京 東 年 前 定 適 第 和 条 都 都 八 昭 間 京 三 + 0 す 用 \mathcal{O} 教 教 条 和 規 都 に + 育 兀 る 年 規 育 \mathcal{O} 則 休 日 公 月 か 五 委 + 婚 0 定 委 日 ₩. 三 に 5 姻 条 員 員 第 九 と 11 月 学 + 当 \mathcal{O} 第 六 ょ 会 会 年 て 11 休 校 該 届 は 日 ŋ 規 規 項 東 う 暇 会 日 結 出 項 ま 準 則 則 第 京 等 計 婚 都 に を 第 で 用 第 第 同 年 لح 項 す 九 号 関 \mathcal{O} L \mathcal{O} 六 教 第 度 す た 中 号 + 育 す 日 号 間 る 任 る 後 日 \mathcal{O} に 場 号 委 + る 都 用 0 六 又 結 休 合 以 立 員 五. 条 あ 職 学 会 月 婚 暇 る を 下 以 条 は 例 員 を 結 \mathcal{O} を 職 含 下 校 規 第 施 \mathcal{O} 員 等 則 \equiv 経 婚 取 む 会 行 日 勤 計 過 得 に 第 項 規 L 日 $\overline{}$ 務 ۲ す た 戸 L 年 勤 勤 則 時 度 る 籍 た \mathcal{O} に 講 +都 日 務 間 法 職 規 規 任 師 す 兀 <u>\f</u> 平 日 \mathcal{O} __ う 号 員 定 用 学 成 則 規 る 休 職 لح 5 昭 を \mathcal{O} す 校 七 則 日 暇 あ 職 和 除 施 る 員 勤 以 等 年 等 に る 員 < 行 結 勤 と 講 下 東 0 + に \mathcal{O} が \mathcal{O} 婚 務 1 師 勤 京 関 時 は 選 日 \mathcal{O} 時 う に 務 都 す 択 年 12 間 関 間 す 前 日 教 L 法 に が 規 る す 講 お る 育 た 律 当 令 則 規 師 時 委 令 け 第 る

則

規

規

間

員

和

日

第

る

該

和

1 5 ۲ \bigcirc 規 る 則 は ` 令 和 三 年 月 日 か 5 施 行 す る 0 た だ L 次 項 \mathcal{O} 規 定 は ` 公 布 \mathcal{O}

日

か

附

則

2 請 務 第 は +時 施 間 行 八 \mathcal{O} 規 条 規 す 則 \mathcal{O} \mathcal{O} 則 規 第 \mathcal{O} 則 第 適 +用 \mathcal{O} 三 を 施 項 行 第 受 条 \mathcal{O} に け お 号 る 前 職 11 て 日 員 に お 準 勤 11 用 講 お す 師 け る 規 る 行 場 則 規 合 第 則 _ 第 を 含 +が む +で 五. 条 第 条 第 に 規 号 定 及 項 す 第 び る 숲 慶 計 号 弔 年 休 度 時 暇 任 間 に 用 講 係 職 師 る 員 規

۲

日

12

て

ŧ

う

ک

ح

き

る

申

勤

則

令 和 二年に お け る 東 京 都 教 育 委 員 会 会 計 年 度 任 用 職 員 0) 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 規

則

を公布する。

令和二年十二月二十二日

東京都教育委員会

●東京都教育委員会規則第

号

令 和 年 に お け る 東 京 都 教 育 委 員 会 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に

関する規則

則 年 + 東 前 日 三 第 12 が 東 京 東 当 令 京 都 京 条 + に 該 和 都 教 都 兀 結 元 規 お 育 教 婚 年 則 委 条 11 育 第 \mathcal{O} 七 第 員 委 7 日 月 五 準 会 員 12 + 会 項 用 規 第 す 則 会 係 日 五 る か 号 第 計 る 会 5 0 号 職 8 年 \mathcal{O} 計 令 員 号 度 以 下 任 休 年 和 \mathcal{O} 三 暇 度 勤 用 \neg 以 任 下 職 を 年 規 務 取 用 _ 則 時 員 得 職 間 \mathcal{O} 月 会 L 員 六 لح 計 勤 た 勤 日 休 年 務 1 職 務 ま う 日 度 時 0 員 時 で 任 間 を 間 用 \mathcal{O} 休 除 規 間 第 暇 職 休 < 則 に 等 員 暇 第 + あ に 勤 等 る 兀 関 務 に 職 条 す 時 + 関 に \equiv 員 第 る 間 す 0 三 条 条 規 る 1 て 12 $\sum_{}$ 項 例 則 規 は お \mathcal{O} に 施 則 規 1 規 行 と 平 令 7 則 定 規 1 準 す 則 和 \mathcal{O} う 成 用 施 る す 結 平 + 年 行 12 る \mathcal{O} 婚 成 七 第 規 七 年 お 日 \mathcal{O}

附則

け

る

職

員

 \mathcal{O}

慶

弔

休

暇

 \mathcal{O}

特

例

に

関

す

る

規

則

令

和

 $\stackrel{-}{=}$

年

東

京

都

規

則

第

号

 \mathcal{O}

規

定

を

準

用

す

カュ

る

1 6 施 $\sum_{}$ 行 \mathcal{O} す 規 る 則 は 令 和 三 年 月 日 か 5 施 行 す る 0 た だ L 次 項 \mathcal{O} 規 定 は 公 布 \mathcal{O} 日

2 \mathcal{O} 規 則 \mathcal{O} 適 用 を 受 け る 職 員 に 0 1 7 は 令 和 年 に お け る 職 員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例

東 京 都 議 会 議 長 訓 令 第

号

東 京 都 議 会 議 会 局

令 和 年 に お け る 東 京 都 議 会 議 会 局 会 計 年 度 任 用 職 員 \mathcal{O} 慶 弔 休 暇 \mathcal{O} 特 例 に 関 す る 規 程

次 \mathcal{O} ょ う に 定 \emptyset る

を

令 和 年 + 月 +日

東 京 都 議 会 議 長 石 Ш 良

関 す る 規 程 令

和

年

に

お

け

る

東

京

都

議

会

議

会

局

会

計

年

度

任

用

職

員

 \mathcal{O}

慶

弔

休

暇

 \mathcal{O}

特

例

に

_

東

東

京

都

規

則

第

五.

+

五.

号

0

以

下

 \neg

規

則

لح

11

う

0

第

+

兀

条

第

三

項

に

規

定

す

る

結

婚

 \mathcal{O}

日

京 条 東 に 京 都 お 議 都 11 会 議 7 議 会 準 長 議 用 訓 会 す 令 局 会 る 第 職 五 計 員 뭉 年 \mathcal{O} 度 勤 以 任 務 下 用 時 職 間 会 員 計 \mathcal{O} 年 休 勤 日 度 務 任 時 休 用 間 暇 職 等 員 休 に 勤 暇 関 務 等 す 時 に る 間 関 条 規 す 例 程 る 施 規 行 と 程 規 11 則 う 平 成 平 成 十 第 七 七 年 + 年

当 令 該 和 結 元 婚 年 \mathcal{O} 七 月 日 に _ 係 日 カ る 会 5 令 計 年 和 \equiv 度 任 年 用 -- 職 月 員 六 勤 日 務 ま 時 で 間 \mathcal{O} 規 間 12 程 第 あ る + 職 員 条 ک に お \mathcal{O} 1 訓 令 て 準 \mathcal{O} 用 施 す 行 る \mathcal{O} 規 日 則 前

+ 員 兀 \mathcal{O} 慶 条 弔 第 休 暇 項 \mathcal{O} 第 特 _ 例 号 に \mathcal{O} 関 休 す 暇 る を 規 取 則 得 L た 令 職 和 員 年 を 東 除 京 < 0 都 規 則 に 第 9 1 号 て は \mathcal{O} 令 規 定 和 _ を 進 年 用 に す お け る

第

る 職 に

が

2 1 5 $\sum_{}$ ر ر 施 \mathcal{O} 行 \mathcal{O} す 訓 訓 令 る 令 \mathcal{O} は ` 適 令 用 を 和 三 受 年 け る 職 月 員 に 日 9 カュ 5 11 て 施 行 は す 令 る。 和 た だ 年 に し、 お け 次 る 項 職 0) 員 規 \mathcal{O} 定 慶 は ` 弔 休 公 暇 布 \mathcal{O} 0)

に

関

す

る

規

則

附

則

第

項

 \mathcal{O}

規

定

を

準

用

す

る。

特

例

日 か 附

則

42

1年保存令和4年3月31日まで

訓令乙第●号

令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程を次のように 定める。

令和2年12月23日

警視総監 斉 藤 実

令和2年における警視庁会計年度任用職員の慶弔休暇の特例に関する規程

警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月30日訓令甲第17号。以下「会計年度任用職員規程」という。)第21条において準用する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。)第24条第3項に規定する結婚の日が令和元年7月1日から令和3年1月6日までの間にある会計年度任用職員(この訓令の施行の日前に当該結婚の日に係る会計年度任用職員規程第21条において準用する規則第24条第2項第1号の休暇を取得した職員を除く。)については、令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則(令和2年東京都規則第●号)の規定を準用する。この場合において、令和2年における職員の慶弔休暇の特例に関する規則中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

附則

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この訓令の適用を受ける会計年度任用職員における慶弔休暇に係る申請は、この訓令の施行日の前においても行うことができる。

東京消防庁訓令第●号

 庁
 中
 一
 般

 消
 防
 署

東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成27年3月23日東京消防庁訓令第16号)の一部を次のように改正する。 令和2年12月●●日

東京消防庁 消防総監 安藤 俊雄

次の表により、改正前欄に掲げる担定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる担定の下線を付した部分のように改める。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次を放正後	改正前
(子どもの看護休暇)	(子どもの看護休暇)
第20条 子どもの看護休暇については、規則第22条の3の規定を準用	第20条 子どもの看護休暇については、規則第22条の3の規定を準用
する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一	する。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一
の年度」と <u>読み替えるものとする。</u>	の年度」と $(1時間を単位として」とあるのは「1日につき定$
	められた勤務時間が4時間以上である職員に限り1時間を単位
	として」と読み替えるものとする。
[第21条 略]	[第21条 同左]
(慶弔休暇)	(慶弔休暇)
第22条 慶弔休暇については、規則第24条の規定(当該規定の特例に	第22条 慶弔休暇については、規則第24条の規定を準用する。この場
関する規則の規定を含む。)を準用する。この場合において、同	合において、同条2項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読
条2項中「任命権者」とあるのは「所属長」と読み替えるものと	み替えるものとする。
する。	
[第23条 略]	[第23条 同左]
(短期の介護休暇)	(短期の介護休暇)
第24条 短期の介護休暇については、規則第26条の4の規定を準用す	第24条 短期の介護休暇については、規則第26条の4の規定を準用す
る。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一	る。この場合において、同条第2項中「一の年」とあるのは「一
の年度」と <u>読み替えるものとする。</u>	の年度」と $$ 、「 1 時間を単位として」とあるのは「 1 日につき定
	められた勤務時間が4時間以上である職員に限り1時間を単位

(介護休暇)

同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を 営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないこと が相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇 (前条に規定する者を除く。以下この条及び次条において同 じ。) を承認するものとする。

として」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第25条 所属長は、職員がその配偶者若しくは二親等以内の親族又は | 第25条 所属長は、職員がその配偶者又は二親等以内の親族で疾病、負 傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護 をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に おける休暇として、介護休暇(前条に規定する者を除く。以下こ の条及び次条において同じ。)を承認するものとする。

備考 表中の「] の記載は注記である。

附則

- 1 この訓令は、令和3年1月1日から施行する。ただし、第22条の改正規定は、令和2年12月23日から施行する。
- 2 この訓令による改正後の東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「改正後の規程」という。)第20条に規定する子 どもの看護休暇、改正後の規程第 24 条に規定する短期の介護休暇及び改正後の規程第 25 条に規定する介護休暇に係る請求等は、この訓令の施行 の日前においても行うことができる。
- 3 東京消防庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程(以下「規程」という。)第8条により準用する職員の勤務時間、休日、休暇等 に関する条例施行規則(平成7年東京都規則第55号。以下「規則」という。)第7条の2の規定による深夜勤務の制限に係る請求及び届出、規程 第9条により進用する規則第7条の2の2の規定による超過勤務の免除に係る請求及び届出、規程第10条により進用する規則第7条の3の規定 による超過勤務の制限に係る請求及び届出並びに規程第27条により準用する規則第27条の2の規定による介護時間に係る請求等は、職員の勤務 時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和2年東京都規則第●号)の施行の日前においても行うことができる。

承認事項案文一覽

~ 目 次 ~

Ⅲ 人事委員会承認事項の新設

1 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(知事外6任命権者)(2頁)

2 総 人 制 第 724 号 令和 2 年 12 月 11 日

東京都人事委員会 殿

東京都知事 小池 百合子 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

2 教人勤第 2 2 6 号 令和 2 年 1 2 月 1 1 日

東京都人事委員会殿

東京都教育委員会(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に 採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和48年東京都人事委員会規則第3号。以下「初任給規則」という。)第6条及び「学校職員の級別資格基準に関する規則」(昭和33年東京都人事委員会規則第3号。以下「級に関する規則」という。)第9条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第35条及び級に関する規則第13条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

- (1) 就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)(以下「採用試験」という。) に合格し、東京都職員(「学校職員の給与に関する条例」(昭和31年東京都条例第68号。以下「学校職員給与条例」という。)に規定する学校職員を除く。)として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。
- (2) 採用試験に合格し、学校職員給与条例に規定する学校職員のうち事務職員として採用される 者については、級に関する規則第9条により準用する初任給規則第6条第2項の経験年数換算 表の適用において、(1)の特例を準用する。

2 適用年月日

東京都人事委員会 殿

東京都議会議長石川良一(公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に 採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として 採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

2 監総第694号令和2年12月11日

東京都人事委員会 殿

東京都代表監査委員 茂垣 之雄 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に 採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として 採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

2 選 総 第 979 号 令和 2 年 12 月 11 日

東京都人事委員会 殿

東京都選挙管理委員会委員長 澤 野 正 明 (公 印 省 略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(Ⅰ類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

東京都人事委員会 殿

東京都人事委員会 委員長 青山 佾 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験 (Ⅰ類B、Ⅲ類) に合格し、東京都職員 に採用された者の経験年数換算の特例について (申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

東京都人事委員会 殿

東京海区漁業調整委員会 会長 有元 貴文 (公印省略)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員に採用された者の経験年数換算の特例について(申請)

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)の導入に伴い、当該採用試験に合格し、東京都職員として採用される者の、「初任給、昇格及び昇給等に関する規則」(昭和 48 年東京都人事委員会規則第 3 号。以下「初任給規則」という。)第 6 条の適用について、下記のとおり特例を設けたく初任給規則第 35 条の規定に基づき承認方、申請いたします。

記

1 経験年数換算の特例

就職氷河期世代を対象とした東京都職員採用試験(I類B、Ⅲ類)に合格し、東京都職員として採用される者については、初任給規則別表第4その他の期間の項備考の欄の規定を適用しない。

2 適用年月日

新 旧 対 照 表 一 覧

~ 目 次 ~

- 1 職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則の一部を改正する規則(2頁)
- 2 警視庁職員任用規程の一部改正(4頁)
- 3 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(18頁)
- 4 学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(25頁)
- 5 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(31頁)
- 6 東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (33頁)
- 7 東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (34頁)
- 8 東京都議会議会局会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正(36頁)
- 9 警視庁会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正 (38頁)
- 10 都立学校等に勤務する時間講師に関する規則の一部を改正する規則(41頁)
- 11 都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則の一部を改正する規則(43頁)

4 (略)	5 (現行のとおり) 近接地以外の本邦の地域
	二 旧在勤地が東京都の区域外の在勤地である場合 旧在勤庁の存する一島の区域外の本邦の地域
	旧在勤地が島しよの区域内の在勤地である場合 旧在勤庁が
వ ్ర	域とする。
邦の地域は、旧在勤庁が存する一島の区域外の本邦の地域とす	邦の地域は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める地
3 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める本	4 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める本
2 (略)	3 (現行のとおり)
	災に係る被災地支援の業務とする。
	災地支援の業務は、東京都の区域外の在勤庁における東日本大震
(新設)	2 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で定める被
	勤庁の近接地以外から当該近接地内に赴任したことのない者
	二 東京都の区域外の在勤地において退職した場合 退職時の在
	い者
	勤庁が存する一島の区域外から当該区域内に赴任したことのな
内に赴任したことのない者とする。	とする。
定める者は、退職時の在勤庁が存する一島の区域外から当該区域	定める者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者
第三条の二 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で	第三条の二 条例第三条第二項第二号に規定する人事委員会規則で
(島しよにおける退職者の旅費)	(島しよ等における退職者の旅費)
第一条から第三条まで (略)	第一条から第三条まで(現行のとおり)
現行	改正案
(昭和二十六年東京都人事委員会規則第五号) 新旧対照表(抄)	職員の旅費に関する条例第二条第二項等による旅費規則(昭和二十

別表第一から別表第四まで	第四条から第十条まで
(現行のとおり)	(現行のとおり)

別表第一から別表第四まで(略)第四条から第十条まで(略)

改正案

現 行

第1条から第43条まで(現行のとおり)

別表第1 (第5条関係)

警察官採用試験の受験資格及び実施方法

			警察官採用:	式験の受験資格及び実施方法				
Þ	Ξ	分	I 類 採 用 試 験	Ⅱ 類 採 用 試 験	Ⅲ 類 採 用 試 験			
	国	籍	日本の国籍を有する者であること。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。			
受		齢 及 学 力	次のいずれか―に該当する者であること。 (1) 3.6 歳未満であつて大学 (学校教育法によって大学をして う。以下同一年年として いる3.6 歳未満であって大学 (学校教育法によりを内に卒業 いる3.6 歳未満であって、大学卒業程度の学力	次のいずれかーに該当する短いである3.6 歳未被をある。6 歳未被教りがある。7 成の 1	次のいずれか一に 該当する者 であること。 (1) 3.6 歳未満であつてに を卒業している者に同一年を 内に卒業する見込みの者を が。) 8歳以上3.6 歳未満であって、 高校文業程度のする。 (2) つて、高校文業程度のする者である者である者である者			
験								
		身長	おおむね160センチメートル (女性にあつてはおおむね154 センチメートル)以上であること。 おおむね48キログラム(女性					
資	身	体重	おおむね48キログラム(女性にあつてはおおむね45キログラム)以上であること。					
		視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上であるか、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。					
		色覚	職務執行に支障がないこと。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。			
		聴力	職務執行に支障がないこと。					
格包	体	体	体	体	疾患	職務執行上支障のある疾患のないこと。		
		その他 身体の 運動機 能	職務執行に支障がないこと。					
		第一次 適性 養査	職務執行上必要な適性について 検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。			
採	第一	第一次 身	身長及び体重の測定を行う。					
用試	次試験	筆 記験	警察官として会、 小型 を と と と と と と と と と と と と と と と を タ を か と た 学 で 政 治 に っ い に な と が ま が ま で が ま か に か に か に か に か に か に か に か に か に か	警察官として必要な十一般教養等察りとして公・、 必要な生、経学卒政治について、 処理 規模等等 職 を で おいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま かいま か	警察官として必要な一般新美 及の知識について、高校交託 成の知識にご称及び作文試験 の状態に式試験 でいての試験 でいいての試験 でいた。 でいての でいた。 でいたでの でいた。 でいたでの でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。 でいた。			
験実		資格経 歴等の 評定	職務執行上有用な資格経歴等に ついて評定する。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。			
施	第	第二次	職務執行上必要な適性について 検査を行う。					
方法	第二次 試	第二次 身 依 查	視力、色覚、聴力及び運動機能の 検査並びに職務執行上支障のある疾 患の有無について、医師の診察及び レントゲン等の検査を行う。	I 類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。			
	験	体 力 査	職務執行上必要な体力の有無に ついて検査を行う。					
		面 接 験	面接により、主として人物を評 定する。					
拐	8月	要件	人物性向等について審査の結 果、警察官として支障のない者で あること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。			
傭	Ħ	考	1 年齢は、試験を行う目の属する 2 現に警視庁の警察官である者が 3 ものとし、合格者は合格した数	3年度の3月31日における年齢を 影警察官採用試験を受験する場合は 採用試験の区分に応じた巡査として	<u>示す。</u> 、適性検査及び身体検査を免除す 任用する。			

第1条から第43条まで(略)

別表第1 (第5条関係)

警察官採用試験の受験資格及び実施方法

Þ	ζ	分	I 類 採 用 試 験	Ⅱ 類 採 用 試 験	Ⅲ 類 採 用 試 験
	玉	籍	日本の国籍を有する者であること。	I類採用試験と同じ。	I類採用試験と同じ。
受験		齢 及 学 力	次のいずれか一に該当する者であること。 (1) 試験1 現在において35 農夫 調であって、大学(学校教育法)による大学という。以下同じ。)を卒業している者(同一年度内、に卒業する見込みの者を含む。)(2) 試験1 現在において21 版 (同一年度) 元 東京 (一年度) 元 (一年	次のいずれか一に該当する名 を表示を記しませた。 (1) 読録日現在において3字(字の 大変をあって、短期大字学教 教育音法にはこの短いとすする見込みの者を含いにする の名みの者を含いにする (2) 読録日曜においまりなる (3) 記録日曜度においました。 第125 意味調度あって。 短期大字卒業程度の学力を有 する者、以下字卒業程度の学力を有 する者、以下字卒業程度の学力を有 する者	次のいずれかーに該当する。 であること。 (1) 就験日現在において35岁 大瀬でもかって、高校を卒業 ている者(同一年度内に卒する見込みの者を61。 (2) 就験日現在において17 同一年度内に18ま2な2 者) 以上35歳未満であって 着校卒業種度の学力を有す。
		身長	おおむね160センチメートル (女性にあつてはおおむね154 センチメートル)以上であること。		
	身	体重	おおむね48キログラム(女性 にあつてはおおむね45キログラ ム)以上であること。		
資		視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上であるか、又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。		
		色覚	職務執行に支障がないこと。	I類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
		聴力	職務執行に支障がないこと。		
格	体	疾患	職務執行上支障のある疾患のないこと。		
		身体の 運動機 能	職務執行に支障がないこと。		
		第一次適 性	職務執行上必要な適性について 検査を行う。	- I類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
採	第一	第一次 体查	身長及び体重の測定を行う。		
用試	次試験	筆 記験	警察官として必要な、一般教養等 容が政治、社会、、大会、経済等度 の知識について、一般な済等度ほか、、 高部能力についての試試験を 行う。	警察官として必要な一般教養等 及び政治と社会、処理大人等を の知識について、 の知識について、 を 程度が、 国語能力についての試験を でう。	警察官として必要な一般教育 が政治、社会、法律、経業程 の知識について、高校主義 の状一式試験及び作文試験の が、国語能力についての試験 行う。
験実		資格経 歴等の 評定	職務執行上有用な資格経歴等に ついて評定する。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
施	第	第二次 適 性 査	職務執行上必要な適性について 検査を行う。		
方法	二次武	第二次 身 体	視力、色覚、聴力及び運動機能の 検査並びに職務執行上支障のある疾 患の有無について、医師の診察及び レントゲン等の検査を行う。	I類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
	験	体検査	職務執行上必要な体力の有無について検査を行う。		
		面接 験	面接により、主として人物を評 定する。		
ħ	采用	要件	人物性向等について審査の結 果、警察官として支障のない者で あること。	I 類採用試験と同じ。	I 類採用試験と同じ。
ÚĖ.	Ħ	考	現に警視庁の警察官である者が ものとし、合格者は合格した採用記	警察官採用試験を受験する場合は、 試験の区分に応じた巡査として任用	<u>適性検査及び身体検査を免除す</u> する。

改正案

別表第1の2 (第6条関係)

第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区分			内 容				
	玉	籍	日本の国籍を有する者であること。				
選考基準	経	歴 等	警視庁の警察官として5年以上の勤務実績を 有し、かつ、 <u>選考を行う日の属する年度の</u> 4月1日において退職の日から10年以内の者				
	年	・齢	選考を行う日の属する年度の3月31日において60歳未満である者				
	身	体	別表第1の身体と同じ。				
		適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。				
	一次	身体検査	身長及び体重の測定を行う。				
選考方法	選考	筆記考査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、 法律、経済等の知識について、教養考査及び論 文考査を行う。				
迭 <i>芍 万 伝</i>		適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。				
	二次選考	身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに 職務執行上支障のある疾患の有無について、医 師の診察及びレントゲン等の検査を行う。				
		面接考查	面接により、主として人物を評定する。				
備考	合格者は、過去に退職した時点での採用区分と同の採用区分により、当該時点での階級及び職級以下 おいて採用する。						

現 行

別表第1の2 (第6条関係)

第6条第3項に規定する者の採用選考基準及び選考方法

区 分			内容				
	国	籍	日本の国籍を有する者であること。				
選考基準	経	歴 等	警視庁の警察官として5年以上の勤務実績を 有し、かつ、 <u>選考する年度の4月1日現在</u> にお いて退職の日から10年以内の者				
	年	齢	選考する年度の3月31日現在において60歳未満である者				
	身	体	別表第1の身体と同じ。				
		適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。				
	一次	身体検査	身長及び体重の測定を行う。				
75	選考	筆記考査	警察官として必要な一般教養及び政治、社会、 法律、経済等の知識について、教養考査及び論 文考査を行う。				
選考方法		適性検査	職務執行上必要な適性について検査を行う。				
	二次選考	身体検査	視力、色覚、聴力及び運動機能の検査並びに 職務執行上支障のある疾患の有無について、医 師の診察及びレントゲン等の検査を行う。				
		面接考査	面接により、主として人物を評定する。				
備考	の採用		過去に退職した時点での採用区分と同一 より、当該時点での階級及び職級以下に う。				

		_	_			特別 搜 鱼 目 の 採 用 選 考 基 準 及 び 躍 者 基 準	進	考 万 法	#	方 往	99						特別視金官の採用選考悬準及び選考方法 差 並 権 選 差 方 注
ij	皆 級	職	級	採用 → <u>ズ分</u> [国籍	経歴・資格等 年齢身体	*	一次選考	適性	二 次 選 考 財体検査 面接考査	採用 準 平 1 6	種別	階	級職	級区	月 国籍	T
	警視	5 組 4 組	b職			公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における14年以上の有用な職歴を有する者 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者 次のいずれかに該当ちるであること。日間等における8年はの資格を利しまっても同等における8年はの資格を有し、かつ、民間等における10年以上の資格を有し、かつ、民間等における10年以上の資格を有し、かつ、民間等における10年以上の資格を有し、かつ、民間等における10年以上の資格を有し、		経験小論文 論 文	1K.B		Ø 3 (第6条題 祭)	財務	警	5 %	 		公認会計士の資格を有し、かつ、民間等におけ る14年以上の有用な職歴を有する者 公認会計士の資格を有し、かつ、民間等におけ る8年以上の有用な職歴を有する者 次のいずれかに該当する者であること。 1公認会計士の資格を有し、かつ、民間等におけ は38年共識の有用が職歴を有する者 2 復建士の資格を有し、かつ、民間等における 1 年間等における 1 年間等における 1 年間等における 1 年間等における
	警部 補	3 #	ł職		В	1017年の内が3年の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の		教 専 養 考 考 者 査 査 文 文	警察		へ物性 向等につ	宜官	警部	補 3 糸	 及職		次のいずれかに該当する者であること。
	Y 相	5 組	_ I	[類]	本の国際を有する者。	自然科学に関する博士の学位を取得後、民間等における9年以上の有用な職歴を有する者 自然科学に関する博士の学位を有し、民間等における8年以上の有用な職歴を有する者 次のいずれかに該当するぞあること。 大のいずれかに該当するぞあること。 上級対58年末週末の職歴を有する者 における8年末週末の職歴を有するとのは、第一年 日後科学と関する様子の受かる前。日間生		経験小論文 論 文	官の職務執行上必要な適	ついて、医師の診 口述試問 容及びレントゲン	いて審査の結果、警察	科学	警	5 %	- $ $ I	の 国籍を有する	本 自然科学に関する博士の学位を取得後、民間等 における9年以上の有用な職歴を有する者
my vel ber	警部 補	4 組				体重な (本)			性について検査する。	40W421178	官として支障のない者であっ	搜查官	警部有	4 # 3 *			における10年以上の有用な鰻皮を有さるぞ 3 薬学に関する6年の10年以上の有用な種皮を をして、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では
一罪査	警部 補 巡查部長	Amer			-	4 生、民一般 20日本のサーデース以上有力な職権のようでは、 する者(実際師匠家家教に合格した者に限る。) 情報処理に関する高度、知道の大け既と第2寸 ものを有し、対はこれに別上の有用な 職権が事から、民間等によびする方を格 職権がある。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		教 専 経験小論 文			الم ت الم	サバ犯捜官	警部	補			4 業学に関する6年間の参照文色料を金金 有 し、民間等における5年以上の有用な職性を
н.	2級職 機座を生する台 民間等における3年以上の有用な職歴及び経験 60歳未満						国犯搜官 備	巡査部: 1 年 2 現り して	輪け ギ	利用する	年度の一官であ	展開等における3年以上の有用な職歴及び経験 60歳未満 を有する者 変の4月1日における生能を示す。 である4月1日における生能を示す。 である者が特別捜査官採用選考を受験する場合は、身体検査を免除するものとし、合格者は合格した種別、階級及び職級に応じた特別捜査官と					

R様式第1(条件付採用)	期間内の職員の不適格者報告) (1 枚 目)	別記様式第 1 (条件付採用期間内の職員の不適格者報告) (1枚目)
	報告 () 第 号 年 月 日	報告()第 号 年 月 日
警視総監	殿	警視総監
	所属長 職 氏 名 について報告	所属長 職 氏 名 <u>印</u> について報告
	C S C TACH	
所属 係名 職名 階級 氏 名 生 年 月 日 (年齢)		所属 係名 職名 階級 氏 名 生 年 月 日 (年齢)
勤続年勤約給料	年 月 日 採用 年 月 職 級 号級 (円)	勤 年 月 日 採用 勤 年 月 給 料 職 級 号級(円)
平素の勤務		平素の勤務
成績		成績
採用後の功過		採用後の 功 過
職 員 と 格 性 が な い ら れ ら れ ら れ ら れ ら れ る も り る れ る も る も る も る る も る も る も る も る も る		職 員 と し て 適 格 性 が な い と 認 め ら れ る 事 由 等

改正案		現 行						
(2枚目)								
事 由		事由						
備 考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。 3 功過は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。 4 職員として適格性がないと認められる事由は、勤務成績、功過及び健康状態等を総合して不適格の事由を記入すること。 5 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。		備 考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。 3 功過は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。 4 職員として適格性がないと認められる事由は、勤務成績、功過及び健康状態等を総合して不適格の事由を記入すること。 5 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。						

改正案	現 行						
別記様式第2(警察官昇任試験合格証書)	別記様式第2(警察官昇任試験合格証書)						
合格 証 書	合格証書						
所属	所属						
階級	階級						
氏 名	氏 名						
階級昇任試験に合格したことを証する	階級昇任試験に合格したことを証する						
年 月 日 警視庁警察官昇任試験委員会委員長 警視庁警務部長 氏 名	年 月 日 警視庁警察官昇任試験委員会委員長 警視庁警務部長 氏 名 <u>印</u>						

改正案	現 行					
別記様式第2の2(警察官昇任選考合格証書)	別記様式第2の2(警察官昇任選考合格証書)					
合格証書	合格証書					
所属	所属					
階級	階級					
氏 名	氏 名					
階(職)級昇任選考に合格したことを証する	階(職)級昇任選考に合格したことを証する					
年 月 日 警視庁昇任選考委員会委員長 警視庁警務部長 氏 名	年 月 日 警視庁昇任選考委員会委員長 警視庁警務部長 氏 名 <u>印</u>					

改正案	現 行			
別記様式第2の3(警察行政職員昇任選考合格証書)	別記様式第2の3(警察行政職員昇任選考合格証書)			
合 格 証 書	合格証書			
所属	所属			
職名	職名			
氏名	氏名			
職級昇任選考に合格したことを証する	職級昇任選考に合格したことを証する			
年 月 日 警視庁昇任選考委員会委員長 警視庁警務部長 氏 名	年 月 日 警視庁昇任選考委員会委員長 警視庁警務部長 氏 名 <u>印</u>			

警視庁職員任用規程(昭和61年3月27日訓令甲第3号)新旧対照表

養式第4 (職員死亡時昇任等話	举 令)			別記様式第4(職員死亡時昇任等話	举 令)		
		数言				数言	
		視	数言			視	数言
		庁	視			庁	視
数		階	庁	数言		階	庁
視		級	階	視		級	階
総			級	総			級
監		職		監		職	~
	年	名	職		年	名	職
氏		$\overline{}$	名	氏		<u> </u>	名
		K	\smile			K	$\overline{}$
	月	任			月	任	
		命	氏			命	氏
		す				す	
	B	る			Ħ	る	
名			名	名			名
				血血			
5 警察行政職員の場合は	職 か そ. 会 1 42 - ユ			備考 警察行政職員の場合は	聯 な チ 会 独 キュ		

改正案	現 行
川記様式第 5 (警察官採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、辞職等) 辞 令	別記様式第 5 (警察官採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣 <u>、外国出張</u> 、辞職等) 辞
所属 職名	所属 職名
階級	階級
氏名	氏名
下記のとおり発令する	下記のとおり発令する
異動種目 日 付	異動種目 日 付
(異動內容)	(異動內容)
任 命 警 視 総 監 氏 名 権 者	任 命 警 視 総 監 氏 名 印 権 者

改正案	現行
別記様式第 6 (警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣、職務換、転職、辞職等) 辞 令	別記様式第6(警察行政職員採用、昇任、降任、配置換、併任、部外派遣 <u>、外国出張</u> 、職務換、転職、辞職等) 辞 令
所 属 職 名 等	所 属 職 名 等
氏 名	氏名
下記のとおり発令する	下記のとおり発令する
異動種目 日 付	異動種目 日 付
(異動内容)	(異動内容)
任命警視総監氏名	任命
権者	権者
備考 死亡時昇任等辞令と併用する。	備考 死亡時昇任等辞令と併用する。

	改 正 案 ———————————————————————————————————	現 行	
已様式第7(職	員の退職報告) (1枚目)	別記様式第7 (職員の退職報告) (1枚	:目)
	() 第 号 年 月 日		号日
警視総監	殿	警視総監 殿	
	所属長 職 氏 名	所属長 職 氏 名	即
	報 告 について 上 申	報 告 について 上 申	
所属 係名 職名 階級 氏 名 生年月日 (年齢)	年 月 日生(年 月)	所属 係名 職名 階級 氏 名 生 年 月 日 (年齢) 年 月 日生(年 月	月)
勤 続 年 給 料	年 月 日 採用 年 月 日 任命 年 月 日 任命 年 月 日 日 勤続年 年 月(內現階級年月) 職 級 号級(円)	年 月 日 採用 年 月 日 任命 第 年 月 日 任命 給 料 年 月 日 任命 輸 基 月 月 日 <td< td=""><td></td></td<>	
表 彰		表彰	
過去3年間		過去3年間	
の懲戒		の懲戒	
平 素 の		平素の	
勤務成績		勤務成績	

改正案	現 行
(2枚目)	(2枚目)
事 由	事 由
備 考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 報告、上申いずれか該当する文字を○で囲むこと。 3 表彰は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること (警察功労章及び警察功績章の場合は、種別番号も記入すること。)。 4 懲戒は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。 5 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。 6 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。 7 この様式は、職員の配置換上申、転任上申に用いることができる。	備 考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 2 報告、上申いずれか該当する文字を○で囲むこと。 3 表彰は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること (警察功労章及び警察功績章の場合は、種別番号も記入すること。)。 4 懲戒は、種別、受けた年月日及び事由を簡単に記入すること。 5 勤務成績は、平素の服務規律、勤務実績その他の必要事項を記入すること。 6 事由は、できるだけ詳細かつ具体的に記載し、最後に所属長意見を付すること。 7 この様式は、職員の配置換上申、転任上申に用いることができる。

所 則	改正案	現 行
	(施行期日) 1 この訓令は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別記様式第1から別記様式第7までの改正規定は、同年1月1日から施行する。 (経過措置) 2 この訓令による改正後の警視庁職員任用規程に基づく採用に関し必要な手続その他の準備行為は、施行日前においても	

職員の勤務時 間、 休日、 休暇等に関する条例施行規則 (平成七年東京都規則第五十五号) 新旧 L対照表 抄

9 2から8まで 第七条の二 四項」 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除 世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは「第九項に とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一号中「子」とあ とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から第三号ま とあるのは「第九項において準用する前二項」と、 おいて準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前二項」 介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。 係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは くなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関 るのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消 職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合におい とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護する み替えるものとする。 しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でな 条の二第二項に規定する要介護者(二週間以上にわたり介護を必要 一条から第七条まで 一第二項において準用する同条第一項」と、 第二項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、条例第十 と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第 第二項中「条例第十条の二第一項」とあるのは「条例第十条の 「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読 (現行のとおり) (現行のとおり) (現行のとおり 改 正 案 第五項中「次の各号 「第五項各号」) と同 要 9 2から8まで 第七条の二 (育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) り当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と 号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由によ 例第十条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次 場合において、第二項中「条例第十条の二第一項」とあるのは「条 り介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。) とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。 項第一号又は第二号に掲げる」と、第七項中「前二項」とあるのは 当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項中「前項 る」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第1 の各号に掲げるいずれかの」とあるのは を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。この 各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前 「第九項において準用する第五項第一号又は第二号」と、 「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは 「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項 条から第七条まで 第二項から前項までの規定(第五項第三号及び第四号を除く。 条例第十条の二第二項に規定する要介護者(二週間以上にわた (略) (略 (略) 現 行 「第一号又は第二号に掲げ 第八項中

第七条の二の二 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

9 項」と、 項」と、 いと 準用する同条第一 職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。 るのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した らに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあ 護者」と、同項第二号中「子が離縁、 免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十条 第三項」と、 前二項」と、 の二の二第一項」とあるのは「条例第十条の二の二第二項において の二の二第一 項」と読み替えるものとする。 前各項の規定(第五項第一号及び第二号を除く。)は、条例第十条 第八項中 同項第三号中 第七項中「第三項」とあるのは「第九項において準用する 第六項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する 第五項中「次の」とあるのは「第九項において準用する前 「第四項」とあるのは「第九項において準用する第四 一項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の 「前項」とあるのは 「、第一項」とあるのは「、 項」と、第四項第一号中「子」とあるのは 「子と同居しない」とあるのは 「第九項において準用する前項 養子縁組の取消しその他これ 次項において準用する第)と同一の世帯に属さな 「要介護者 9

育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の三第二項において準について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条例の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制限9 前各項の規定(第六項第一号及び第二号を除く。)は、条例第十条

第七条の二の二(略)

2から8まで (略)

<_ が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子 とあるのは「第九項において準用する第三項」と、 げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第一号 求をした職員の子でなくなった」とあるのは あるのは「、次項において準用する第一項」と読み替えるものとす のは「第九項において準用する前項」と、第八項中 において準用する第四項第一号又は第二号」と、第七項中「第三項」 において準用する前二項」と、 又は第二号に掲げる」と、第六項中「前二項」とあるのは をした職員との親族関係が消滅した」と、第五項中「次の各号に掲 に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」と の二第二項において準用する同条第一項」と、 る職員の超過勤務の免除について準用する。この場合において、 項中「条例第十条の二の二第一項」とあるのは「条例第十条の二 前各項の規定(第四項第三号並びに第五項第一号及び第二号を除)は、 条例第十条の二の二第二項に規定する要介護者を介護す 「第四項各号」とあるのは 「要介護者と当該請求 第四項中「次の各号 「前項」とある 第一項」と 「第九項 「第九項

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (略)

2から8まで (略)

及び第二項中「条例第十条の三第一項」とあるのは「条例第十条の員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一項く。)は、条例第十条の三第二項に規定する要介護者を介護する職9 前各項の規定(第五項第三号並びに第六項第一号及び第二号を除

と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用する前1 と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替え と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項 項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第五項 のは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、 者」と、同項第二号中「子が離縁、 用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは るものとする。 の配偶者及び二親等内の親族を除く。 に準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とある 項第三号中「子と同居しない」とあるのは 第六項中「次の」とあるのは 「第九項において準用する前項 養子縁組の取消しその他これら) と同 「要介護者 一の世帯に属さない (当該職員 「要介護

第七条の四から第二十六条の三まで (現行のとおり)

短期の介護休暇)

第二十六条の四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 緊急かつやむを得ない事由によりあらかじめ示すことができ らかにする書類」という。)を示さなければならない。ただし、 明らかにする書類(以下この項において「要介護者の状態等を明 柄等及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を する書類を示さなければならない。 なかった場合には、事後において要介護者の状態等を明らかに 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、職員との 続

第二十七条から第二十九条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで

(現行のとおり)

とあるのは「次項において準用する第四項」と、「前項」とあるの げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第一号 求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求 が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当該請 同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子 掲げるいずれかの」とあるのは において準用する第五項第一号又は第二号」と、第八項中「第四項 において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは 又は第二号に掲げる」と、第七項中「前二項」とあるのは をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項中「次の各号に掲 三第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の各号に は「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。

「第一号又は第二号に掲げる」と、

第七条の四から第二十六条の三まで (略)

(短期の介護休暇

第二十六条の四 略

3 **| 柄及びその他の要介護者に関する事項並びに要介護者の状態を明** 緊急かつやむを得ない事由によりあらかじめ示すことができ かにする書類」という。)を示さなければならない。 らかにする書類(以下この項において「要介護者の状態等を明ら する書類を示さなければならない。 なかった場合には、事後において要介護者の状態等を明らかに 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、 職員との

別表第一から別表第三まで 第二十七条から第二十九条まで (略) 略

「第九項 「第九項

育児又は	か護の状況	変更届			
(承認權者)			年	月	日
	請求者	<u>所</u> 属			
		氏 名			
□深夜勤務の制限 □超過勤務の免除 □超過勤務の制限	に係る子	の養育又は	要介護者の	の介護の	状況
について変更が生じたので届け出ます	۲.				
(□ 雕縁 □ 養子縁報□ 同居しなくなった。□ 職員の配偶者で子の親であきるものに該当することとなっての他(るものが深夜	反において常	態として	当該子を	·養育~
(2) 介護の状況の変更 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との親族関係 (消滅の理由: □ 職員が要介護者と同一の世界		I. 10 15 15	t-o_)	
2 届出の事実が発生した日					
年 月 日					
生) 1について (1)中「職員の配偶者で子の親 育できるものに該当することとと					

(日本産業規格A列4番)

(承認権者)	深夜勤務制限	・超過勤務免除・超過量	协務制限請求書	年 月	日
3	殿	請求者	所 属		
			職氏名		
次のとおり □養育		□深夜勤務の制限 □超過勤務の免除 □超過勤務の制限	を請求します		
	氏 名	i			
1 請求に係る子又は-	統 柄 等				
要介護者	生年月日	年 月	日生(□出	産予定日)	
	養子縁組の効 力が生じた日		B		
2 職員の配偶者で 当該子の親である者 の有無及び状況 3 要介護者の状態 及び具体的な介護の 内容	有口	害により養育が困難であ 妊娠出産体駅中である罪 眼に相当する休暇期間中 財態の場合は16週間) 芸しくは産後8週間を経 対しくは産後8週間を経	機員以外の場合 中である、又は 内に出産する予	8週間(多胎	
7.54	深夜勤務 の制限	年 月 年 月	日から日まで	□毎日)
4 請求に係る期間	超過勤務 の免除・制 限	年 月	日から たない期間(月)	
係る子が請 産予定日の (2) 請求に係 2について (1) この欄は (2) 「深夜に をいう。 3について この欄は、要: 4について	水の際に出生 □にレ印を記 る子が養子の場 、子を養育する おいて就業し 介護者を介護す	を養育するための請求の していない場合には、「4 入すること。 合は、「養子縁組の効力か ために深夜勤務の制限・ ている」とは、深夜にま るための請求の場合の。 5の制限を請求する場合	生年月日」欄に 3生じた日」欄に を請求する場合 おける就業日数 か記入すること	出産予定日を記 その日を記入す において記入す が1月に3日を超	入し、 ること ること えるこ

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係) 育児又は介護の状況変更届 (承認権者) 年 月 日 請求者 所 属 □深夜勤務の制限 □超過勤務の免除 □超過勤務の制限 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況 について変更が生じたので届け出ます。 1 届出の事由
(1) 養育の状況の変更
□ 子が死亡した。
□ 職員の子でなくなった。
(□ 雕縁 □ 養子縁組の取消し)
□ 同居しなくなった。
□ 職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。
□ その他() 2 届出の事実が発生した日 年 月 日 (注) 1について (1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるものに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

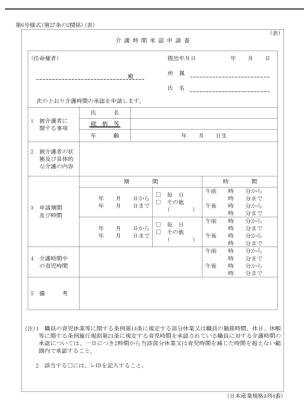
(承認権者)	深夜勤務制即	艮・超過勤務が	免除・超過	勤務制限請求書	年 月	日
19	殿					
			請求者	质_属		
				職氏名		
次のとおり		□超過勤	務の制限 務の免除 務の制限	を請求します	. 6	
	氏	ž				
1 請求に係る子又は	統	再				
要介護者	生年月	8 4	年 月	日生(口出	産予定日)	
	養子縁組の行力が生じた		年 月	B		
当該子の親である者 の有無及び状況 3 要介護者の状態 及び具体的な介護の 内容	有	暇に相当する 妊娠の場合は	5休暇期間 は16週間) 以	職員以外の場合 中である、又は 内に出産する予 過していない。	8週間(多胎	無
,	深夜勤務の制限	年年	月月	日から日まで	□毎日)
4 請求に係る期間	超過勤務の免除・制限	年 □1年	月	日から 動たない期間(月)	1150
係る子が計		していない場 入すること。	合には、「	の場合のみ記入。 生年月日」欄に		入し、日

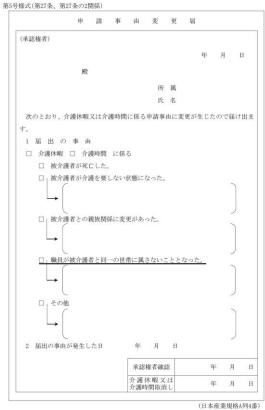
			OLS.	基休暇承		お音楽	匹理神						_
i	所属				職			氏名					
j	被介護者	毛 名											
<u>.</u>		売栖等			被介	護者の	カ						
7	事項 4	手 齢				及び							
Ę	引き続く6月の	期間				な介記	蔓						
コラコチ食う	310.001.77		日~ 年 月	日日	の内	îř							
<u> </u>	申請年月日		承認期間			年	月 F	· ~	年		H		
클	□引き続く6月 □更新(1回目)		201 EED 105 660	年	月	日~	□毎日 □毎週	曜日		□全日 時 分		nds.	^
2	□更新(2回目)		利用形態	年	月	В	口母週			時分		時	分分
	承認材			関与者	- /1	н	承認日		В	累計日		mg	<u>日</u>
	711001	E 14		100 7 11			(備考)	200		JANE P.	**		_
<u>, </u>													
₹.	申請年月日		承認期間			年	月 F	~	年		В		
=	□引き続く6月		THE WAR	年	月	日 ∼	□毎日	e# c		□全日		nde	
	□更新(1回目)		利用形態				□毎週	曜日		時分			
)	□更新(2回目) 承認材			知 関与者	月	Ħ	□その他 承認日		В	時 分 累計日		時	分日
	/P\BC/1	18:11		男子相			(備考)	903	н	SPORT IN S	ex.	_	н
:							(980-37)						
Š													
(見亍) …る))	申請年月日	年 月 日	承認期間			年	月月	~	年	三月	B		
)	□引き続く6月			年	月	∃~	□毎日			□全日			
	□更新(1回目)		利用形態				□毎週	曜日		時 分			分
	□更新(2回目)			年	月	H	口その他		п	時 分		時	分
	承認材	催 有		関与者			承認日 (備考)	级	Ħ	累計日	双		H
							(湘与)						
	申請年月日	年 月 日	承認期間			年	月 E	1 ~	年	= 月	В		
	□引き続く6月	□中途		年	月	В~	□毎日			□全日			
	□更新(1回目)		利用形態				□毎週	曜日		時 分	~	時	分
	□更新(2回目)			年	月	日	□その他			時 分		時	分
			1	関与者			承認日	数	日	累計日	数		日
	承認相	催有	_	199 7-11			Caste des						
	承認相	催有		130-3-11			(備考)						

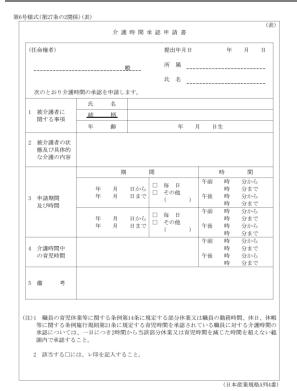
別記第二号様式の四及び第三号様式

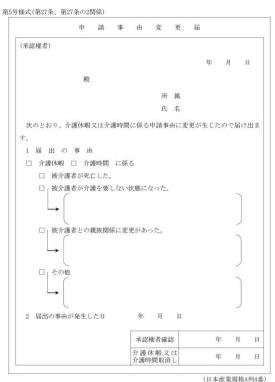
(現行のとおり)

	71 lb(P1*P)	承認申請	月音水:	CENTE (A)		
所属		職			氏名	
被介護者 氏名 線柄 年齢 引き続く6月の期間 年 月	1~ 年 月 日	状態体的の内容	護及び介質	具		
申請年月日 年 月 日	承認期間		年	月日	~	年 月 日
□引き続く6月 □中途 □更新(1回目)	利用形態	年 月	日~	□毎日 □毎週	曜日	□全日 時 分~ 時
□更新(2回目) 承認権者	関与	年月	B	□その他 承認日		時 分~ 時 日 累計日数
/Kacrieria	1017	-18		(備考)	ix.	日 州日奴
	7.00 4600					t- 17
申請年月日 年 月 日 □引き続く6月 □中途	承認期間	年 月	年 日~	月 日□毎日	~	年 月 日
□更新(1回目)	利用形態	T /1	н	□毎週	曜日	時 分~ 時
□更新(2回目)		年 月	日	口その他	()	時 分~ 時
承認権者	関与	-者		承認日第 (備考)	数	日 累計日数
	承認期間		年	月 日	~	年 月 日
□引き続く6月 □中途	To I PTI WOOD	年 月	日~			□全日
□更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月	В	□毎週□その他	曜日	時 分~ 時 時 分~ 時
承認権者	関与		н	承認日		時 分~ 時 日 累計日数
77 (80/18) 52	174 7	н		(備考)	~	E 2001 E 300
	承認期間		年	月日	~	年 月 日
□引き続く6月 □中途	del DI mode	年 月	B∼		102 (1)	口全日
□更新(1回目) □更新(2回目)	利用形態	年 月	B	□毎週□その他	曜日	時 分~ 時 時 分~ 時
니즈까(이미리)		者	н	承認日		日累計日数日









学校職員の勤務時間、 休日、 休暇等に関する条例 施 行規則 (平成七年東京都教育委員会規則第五号) 新 旧 対照 表 抄

9 2から8まで 第七条の二 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) 育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除 各号」とあるのは「第一号から第三号まで」と、同項第一号中「子 と読み替えるものとする。 号まで」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用す 各号」とあるのは「第九項において準用する第五項第一号から第1 九項において準用する前項第一号から第三号まで」と、第七項中「前 族関係が消滅した」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるの でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親 取消しその他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子 とあるのは「要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、養子縁組の 要とする一の継続する状態にある者に限る。以下同じ。)を介護す る第四項」と、 る職員の深夜における勤務の制限について準用する。この場合にお 一条から第七条まで 一項」とあるのは「第九項において準用する前二項」と、 条の二第二項において準用する同条第一項」と、第五項中「次の 条の二第二項に規定する要介護者(二週間以上にわたり介護を必 第二項から前項までの規定(第五項第四号を除く。)は、条例第十 「要介護者(当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。 の世帯に属さない」と、第六項中「前項各号」とあるのは 第二項中「条例第十一条の二第一項」とあるのは「条例第十 (現行のとおり) (現行のとおり) 「前項」とあるのは (現行のとおり 改 正 案 「次項において準用する前項 「第五項 第 ح 9 第七条の二 (育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限) から8まで 中「前項各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準 同項第二号中「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる 第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、 あるのは「第九項において準用する第五項第一号又は第二号」と、 あるのは「第九項において準用する前二項」と、「第五項各号」と 用する前項第一号又は第二号に掲げる」と、第七項中「前二項」と 介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項 事由により当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要 一号に掲げる」と、同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、 五項中「次の各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第 この場合において、第二項中「条例第十一条の二第一項」とあるの じ。)を介護する職員の深夜における勤務の制限について準用する。 たり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。 \mathcal{O} は「条例第十一条の二第二項において準用する同条第一項」と、第 「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と読み替えるも いとする。 条から第七条まで 第二項から前項までの規定(第五項第二号及び第四号を除く。 条例第十一条の二第二項に規定する要介護者(二週間以上にわ (略) (略 略 現 行 以下同

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の免除

第七条の二の二 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

9

他これらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなっ 準用する第三項」と、 準用する前一 用する前項」と、 滅した」と、 た」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消 おいて準用する同条第一項」と、第四項第一号中「子」とあるのは する第四項」と、 に属さない_ 要介護者」と、同項第二号中「子が離縁、 条の二の二第一項」とあるのは「条例第十一条の二の二第二項に 免除について準用する。この場合において、第一項中「条例第十 の二の二第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務 前各項の規定(第五項第一号及び第二号を除く。)は、条例第十 (当該職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。 項」と読み替えるものとする。 と 第八項中「、第一項」とあるのは 項第三号中 第七項中「第三項」とあるのは「第九項において 第六項中「前二項」とあるのは「第九項において 第五項中 「第四項」とあるのは「第九項において準用 「前項」とあるのは「第九項において準用す 「次の」とあるのは「第九項において準 「子と同居しない」とあるのは 養子縁組の取消しその) と同 次項において準 一の世帯 「要介護 9

育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (現行のとおり)

2から8まで (現行のとおり)

例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十一条の三第二項にお限について準用する。この場合において、第一項及び第二項中「条条の三第二項に規定する要介護者を介護する職員の超過勤務の制9 前各項の規定(第六項第一号及び第二号を除く。)は、条例第十一

第七条の二の二(略)

2から8まで (略)

り当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と 号中「子が離縁、 るものとする。 項」とあるのは 各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前 当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と、 る」と、同項第一号中「子」とあるのは 条の二の二第二項において準用する同条第一項」と、 第一項中「条例第十一条の二の二第一項」とあるのは「条例第十 する職員の超過勤務の免除について準用する。この場合におい 第一項」とあるのは「、 \mathcal{O} 「第三項」とあるのは「第九項において準用する第三項」と、「前 「第九項において準用する第四項第一号又は第二号」と、第七項中 「第九項において準用する前二項」と、 第一号又は第二号に掲げる」と、第六項中「前二項」とあるのは 各号に掲げるいずれかの」とあるのは 前各項の規定(第四項第三号並びに第五項第一号及び第二号を除 条例第十一条の二の二第二項に規定する要介護者を介護 「第九項において準用する前項」と、 養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由によ 次項において準用する第一項」と読み替え 「要介護者」と、同項第1 「第一号又は第二号に掲げ 第四項各号」とあるのは 第四項中「次 第八項中

(育児又は介護を行う職員の超過勤務の制限)

第七条の三 (略)

2から8まで (略)

項及び第二項中「条例第十一条の三第一項」とあるのは「条例第十職員の超過勤務の制限について準用する。この場合において、第一く。)は、条例第十一条の三第二項に規定する要介護者を介護する9 前各項の規定(第五項第三号並びに第六項第一号及び第二号を除

あるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅し 読み替えるものとする。 第四項」と、「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と る前二項」と、「第五項」とあるのは「第九項において準用する第 前項」と、第七項中「前二項」とあるのは「第九項において準用す ない」と、 た」と、同項第三号中「子と同居しない」とあるのは れらに準ずる事由により当該請求をした職員の子でなくなった」と 介護者」と、同項第二号中「子が離縁、 五項」と、第八項中「第四項」とあるのは「次項において準用する いて準用する同条第一項」と、第五項第一号中「子」とあるのは 職員の配偶者及び二親等内の親族を除く。 第六項中 「次の」とあるのは「第九項において準用する 養子縁組の取消しその他こ)と同一の世帯に属さ 「要介護者 要 当

第七条の四から第二十七条の三まで (現行のとおり)

(短期の介護休暇)

第二十七条の四 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、職員との続った場合には、事後において要介護者の状態等を明らかにする書類」という。)を示さなければならない。ただし、いった場合には、事後において「要介護者の状態等を明明らかにする書類(以下この項において「要介護者の状態等を明めった場合には、事後において要介護者の状態等を明めた。

第二十八条から第三十二条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで(現行のとおり)

別記第一号様式及び第二号様式 (現行のとおり)

第七条の四から第二十七条の三まで 四項」とあるのは「次項において準用する第四項」と、 九項において準用する第五項第一号又は第二号」と、第八項中「第 九項において準用する前二項」と、「第五項各号」とあるのは 各号に掲げるいずれかの」とあるのは「第一号又は第二号に掲げる」 あるのは「次項において準用する前項」と読み替えるものとする。 請求をした職員との親族関係が消滅した」と、第六項中 該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該 に掲げるいずれかの」とあるのは「第九項において準用する前項第 一号又は第二号に掲げる」と、第七項中「前二項」とあるのは「第 「子が離縁、養子縁組の取消しその他これらに準ずる事由により当 条の三第二項において準用する同条第一項」と、第五項中 同項第一号中「子」とあるのは「要介護者」と、 (略) 同項第二号中 「前項」と 「次の各号

(短期の介護休暇)

第二十七条の四(略)

2 (略)

3 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の氏名、職員との続る 短期の介護休暇を請求するときは、要介護者の状態等を明らかにする書類 という。)を示さなければならない。ただし、緊急にする書類」という。)を示さなければならない。ただし、緊急にする書類」という。)を示さなければならない。ただし、緊急にする書類」という。)を示さなければならない。

第二十八条から第三十二条まで(略)

別表第一から別表第三まで(略)

別記第一号様式及び第二号様式(略)

第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係) 別 記 第二号 育児又は介護の状況変更届 様 式 請求者 所 属 \mathcal{O} 氏 名 兀 □深夜勤務の制限 及 次のとおり □超過勤務の免除 に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に □超過勤務の制限 び 第三号 ついて変更が生じたので届け出ます。 1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更□ 子が死亡した。 様 □ 子が死亡した。□ 職員の子でなくなった。 (□ 離縁 □ 養子縁組の取消し) □ 同居しなくなった。 □ 階員の届んないなった。 □ 職員の価値者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できる ものに該当することとなった。 現 □ その他(行 (2) 介護の状況の変更 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。 \mathcal{O} とお (消滅の理由 □ 職員が要介護者と同一の世帯に属さないこととなった。 ŋ 2 届出の事実が発生した日 月 年 (注)1について (1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるも のに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が 変更したときのみ□にレ印を記入すること。

(日本産業規格A列4番)

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係) 深夜勤務制限·超過勤務免除·超過勤務制限請求書 (承認権者) 請求者 所 属 職氏名 □深夜勤務の制限 次のとおり □養育 □介護 のため を請求します。 □超過勤務の免除□超過勤務の制限 氏 統 柄 等 請求に係る子又は 要介護者 生 年 月 日 年 月 日生(口出産予定日) 養子縁組の効 力が生じた日 年 月 Н -□深夜において就業している。 □政保において就業している。 □負傷、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害に より養育が風難である。 □妊娠出産休暇甲である。職員以外の場合で、当該休暇に 相当する休暇期間中である、又は週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である。若しくは産 後8週間を経過していない。 2 職員の配偶者で 当該子の親である者 の有無及び状況 口無 3 要介護者の状態 及び具体的な介護の 4 請求に係る期間 超過勤務 月 日から □1年に満たない期間(の免除・制 □1年 月) (注) について
(1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る 子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、(口出産予 定日) にい印を記入すること。
(2) 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。 この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをい 3につい この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 4について 4について 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する 日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

(日本産業規格A列4番)

(日本産業規格A列4番)

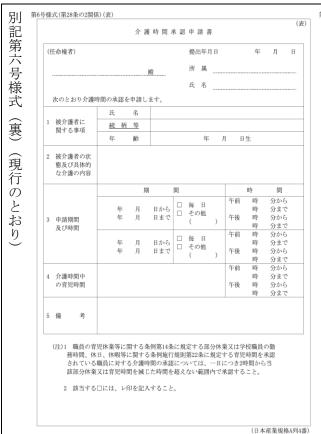
第2号様式の3(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係) 別 記 第二号様 育児又は介護の状況変更届 (承認権者) 月 日 式 請求者 所 属 \mathcal{O} 氏 名 匝 及び に係る子の養育又は要介護者の介護の状況に 次のとおり □超過勤務の免除 □超過勤務の制限 ついて変更が生じたので届け出ます。 第三号様 1 届出の事由 (1) 養育の状況の変更 □ 子が死亡した。□ 職員の子でなくなった。 (□ 離縁 □ 養子縁組の取消し) 同居しなくなった。 (現 2行のとおり (2) 介護の状況の変更 □ 要介護者が死亡した。 □ 要介護者と職員との親族関係が消滅した。) (消滅の理由: 2 届出の事実が発生した日 年 月 日 (1)中「職員の配偶者で子の親であるものが深夜において常態として当該子を養育できるも のに該当することとなった。」は、深夜の勤務制限の承認を受けている場合において、状況が変更したときのみ□にレ印を記入すること。

第2号様式の2(第7条の2、第7条の2の2、第7条の3関係) 深夜勤務制限・超過勤務免除・超過勤務制限請求書 請求者 所 属 職氏名 □深夜勤務の制限 次のとおり □超過勤務の免除 □超過勤務の制限 を請求します。 氏 名 統 柄 請求に係る子又は 生年月日 年 日生(□出産予定日) 月 年 月 力が生じた日 □隣夜において就業している。
□角係、疾病、老齢又は身体上若しくは精神上の障害により養育が困難である。
□妊娠出産体郷中である。職員以外の場合で、当該体限に相当する体戦期間中である。又は3週間(多胎妊娠の場合は16週間)以内に出産する予定である、若しくは産後8週間を経過していない。 : 職員の配偶者で 当該子の親である者 の有無及び状況 口無 3 要介護者の状態 及び具体的な介護の 内容 深夜勤務 □毎日 □その他(の制限 日まて 4 請求に係る期間 超過勤務の免除・制限 年 □1年 月 日から □1年に満たない期間(について、 (1) 「生年月日」欄は、子を養育するための請求の場合のみ記入すること。なお、請求に係る 子が請求の際に出生していない場合には、「生年月日」欄に出産予定日を記入し、(□出産予 定日) につ印を記入すること。 (2) 請求に係る子が養子の場合は、「養子縁組の効力が生じた日」欄にその日を記入すること。 この欄は、子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合において記入すること。 「深夜において就業している」とは、深夜における就業日数が1月に3日を超えることをい っ。 3について この欄は、要介護者を介護するための請求の場合のみ記入すること。 イン・ハー・ティット 子を養育するために深夜勤務の制限を請求する場合には、当該請求に係る子が満6歳に達する 日以降の最初の3月31日以前の日を制限終了日として請求すること。

28

(日本産業規格A列4番)

		^-## (J.	ann as an an a	ts site 340 Am vill dife			
所 属		汀護怀	- 取承認中部	青書兼処理簿	氏名		
被介護者 に関する 事項 引き続く6月		~ 年 月	状態 体的 の内容	護者の及び介護			
申請年月日	5月 □中途 目) 目) 図を権者 年月日	承認期間 利用形態 膜 承認期間	年 月 年 月	承認 (備:	週 曜! の他(3日数 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8 8) 時 分~ 日 累計日数	日 時分 日
□引き続く6 □更新(1回 □更新(2回 承書	目)	利用形態	年 月 年 月 写与者		週 曜! の他(引数	□全日 日 時 分~) 時 分~ 日 累計日数	
申請年月日 □引き続く6 □更新(1回 □更新(2回 水語	目)	承認期間 利用形態 関	年 月年 月		週 曜! の他(引日数	年 月 □全日 時 分~) 時 分~ 日 累計日数	
申請年月日 □引き続く6 □更新(1回 □更新(2回 承書	5月 □中途 目)	承認期間 利用形態 関	年 月 年 月 1与者		週 曜日 の他(引日数	年 月 □全日 日 時 分~) 時 分~ 日 累計日数	
						(日本産業規格	A列4番)
第4号様式(第2 (表)	8条関係)						
所属							
721 784		介護体	、暇承認申請職	青書兼処理簿	氏名		
被介護者に関する事項		介護(f	被介状態	護者の及び具な介護			
被介護者に関する 事項 引き続く6月 申請年月日 □引き続(1回 更新(2回	<u>終柄</u> 年齢 日の期間 年月日 年月日 6月□中途 目)	~ 年 月 承認期間 利用形態	職が状体の内容	渡及な作 年日 7日 日日	氏名 日 ~ 日週 の他(8日数	年 月 □全日 日 け 分) 時 分 日 累計日数	
被介護者 に関する 事項 引き続く65 申請年月日 (回り更新(2回 東 申請年続く回 更新(1回 回更新(1回	<u> </u>	~ 年 月 承認期間 利用形態	職 被介態的内容 年 月 月	護及なな 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 ~ 日週の他(8日歌) 日 ~ 曜日	□全日 日) 時 分~ 日 累計日数 年 月	- 時分日 日 - 時分
被介護者 に関する 事項 引き続く6月 中語年月 日く 日 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	数例	~ 年 月 承認期間 利用形態	職 被状体的の内容 年 年者 年 年 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月 月	選及なを 年日 月日日本 1 日日 1 日日	日 ~ 日刊 週の他(8日報 日 ~ 曜日 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本	□全日 □全日 □字 分 □ □字 分 □ □字 分 □ □字 分 □ □字 □	日 時時日
被介護者 に関する 事項 引き続く6月 中請年月 日	数例	~ 年 月 承認期間 利用形態 引用形態 利用形態 八記期間 利用形態 八記期間 利用形態 利用形態 八記期間 利用形態 八記期間 利用形態	職 放	選及なを 年日 日 日 日 日 日 日 日 日	日 ~ 日日週の他(8日数 日 ~ 曜日 日週の他(8日数 日 ~ 曜日 日週の他(8日数 日 ~ 曜日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	□全日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	B



第5号様式(第28条、第28条の2関係) 申 請 事 由 変 更 届 (承認権者) 月 日 所 属 氏 名 次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じた ので届け出ます。 1届出の事由 □ 介護休暇 □ 介護時間 に係る □ 被介護者が死亡した。 □ | 被介護者が介護を要しない状態になった。 □」被介護者との親族関係に変更があった。 □」職員が被介護者と同一の世帯に属さないこととなった。 □」その他 2 届出の事由が発生した日 承認権者確認 月 介護休暇又は 年 月 В 介護時間取消し

(日本産業規格A列4番)

第6号様式(第28条の2関係)(表) 别 (表) 記 介護時間承認申請書 第 六 所 属 ... 号 様 式 次のとおり介護時間の承認を申請します。 氏 名 (裏 柄 関する事項 年 月 船 日生 2 被介護者の状 略 態及び具体的 な介護の内容 期 問 間 午前 月月 日から 分まで その他 分かまで 午後 時時時 3 申請期間 及び時間 午前 □ 毎□ その 日から 分まで 分から その他 午後 午前 4 介護時間中 分まで の育児時間 午後 5 備 (注)1 職員の育児休業等に関する条例第14条に規定する部分休業又は学校職員の勤 2 該当する□には、レ印を記入すること。

第5号様式(第28条、第28条の2関係) 申 請 事 由 変 更 月 日 所 属 氏 名 次のとおり、介護休暇又は介護時間に係る申請事由に変更が生じた ので届け出ます。 1 届 出 の 事 由 □ 介護休暇 □ 介護時間 に係る □ 被介護者が死亡した。 □」被介護者が介護を要しない状態になった。 □」被介護者との親族関係に変更があった。 □ | その他 2 届出の事由が発生した日 年 月 日 承認権者確認 年 月 В 介護休暇マは 年 月 H (日本産業規格A列4番)

(日本産業規格A列4番)

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都規則第四号)新旧対照表(抄)

An in 在 月 作 月 明 真 の 董 矛 時 間 一 个 明 等 心 博 ()。 夫 月 () 月 二 一 十 全 写	(5) 月二十年 夏月者 大具 多 匹子/ 第 二 文 氏 記 (主)
改正案	現行
第一条から第二十条まで (現行のとおり)	第一条から第二十条まで (略)
(子どもの看護休暇)	(子どもの看護休暇)
第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二条の三の規	第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二条の三の規
定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とある	定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とある
のは「一の年度」と読み替えるものとする。	のは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日に
	単位として」と読み替えるものとする。 つき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を
第二十二条から第二十四条まで (現行のとおり)	第二十二条から第二十四条まで (略)
(短期の介護休暇)	(短期の介護休暇)
第二十五条 短期の介護休暇については、規則第二十六条の四の規定	第二十五条 短期の介護休暇については、規則第二十六条の四の規定
を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とある	を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とある
のは「一の年度」と読み替えるものとする。	のは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日に
	つき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を
	単位として」と読み替えるものとする。
(介護休暇)	(介護休暇)
第二十六条 任命権者は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親	第二十六条 任命権者は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で
族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生	疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの
活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないこ	の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場
とが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇	合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以
(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)	下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。
を承認するものとする。	
2 (現行のとおり)	2 (略)

(略)

東京都公立学校会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成二十七年東京都教育委員会規則第九号)新旧対照表(抄)

	TO THE
改正案	現行
第一条から第二十条まで (現行のとおり)	第一条から第二十条まで (略)
(子どもの看護休暇)	(子どもの看護休暇)
のは「一の年度」と読み替えるものとする。定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とある第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十三条の三の規	間を単位として」と読み替えるものとする。日につき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時とあるのは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一とあるでを準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とある第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十三条の三の規
第二十二条から第二十四条まで (現行のとおり)	第二十二条から第二十四条まで (略)
(短期の介護休暇)	(短期の介護休暇)
は「一の年度」と読み替えるものとする。を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるの第二十五条(短期の介護休暇については、規則第二十七条の四の規定	位として」と読み替えるものとする。 き定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り一時間を単は「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一日につを準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあるの第二十五条 短期の介護休暇については、規則第二十七条の四の規定
(介護休暇)	(介護休暇)
族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活第二十六条教育委員会は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親	疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの第二十六条 教育委員会は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で
相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条 を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが	おける休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下こ一介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に
認するものとする。 に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承	の条及び次条において同じ。)を承認するものとする。
2 (現行のとおり)	2 (略)
第二十七条から第三十三条まで (現行のとおり)	第二十七条から第三十三条まで (略)
別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	別表第一から別表第四まで(略)

改正案	東京都教育委員会会計年度任用職員の勤務時間、休暇な
	上暇等に関する規則 (
現行	(平成二十七年東京都教育委員会規則第八号) 新旧対照表 (抄)

第一条から第二十条まで (現行のとおり) 改 正 案	(子どもの看護休暇第一条から第二十条
(子どもの看護休暇)	(子どもの看護休暇)
第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二条の三の規	第二十一条 子どもの看護休暇については、規則第二十二条の三の規
定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とある	定を準用する。この場合において、
のは「一の年度」と読み替えるものとする。	のは「一の年度」と、「一時間を単位として」とあるのは「一

時間を

(略)

第二十二条から第二十四条まで 短期の介護休暇 \mathcal{O} は 「一の年度」と読み替えるものとする。 (現行のとおり) 第二十二条から第二十四条まで (短期の介護休暇) 単位として」と読み替えるものとする。 のは「一の年度」と、 つき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り

第二十五条 を準用する。この場合において、 は「一の年度」と読み替えるものとする。 短期の介護休暇については、規則第二十六条の四の規定 同条第二項中「一の年」とある

第二十五条 介護休暇 単位として」と読み替えるものとする。 を準用する。この場合において、 0 つき定められた勤務時間が四時間以上である職員に限り は「一の年度」と、 短期の介護休暇については、規則第二十六条の四の規定 「一時間を単位として」とあるのは 同条第二項中「一の年」とある 時 一日に 間を

生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しない ことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休 一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常 職員がその配偶者若しくは二親等内の 以下この条及び次条において同 2 第二十六条 場合における休暇として、 のの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる 以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。 で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるも 教育委員会は、 介護休暇(前条に規定するものを除く。 職員がその配偶者又は二親等内の親族

2

(現行のとおり)

暇(前条に規定するものを除く。

を承認するものとする。

第二十六条

教育委員会は、

親族又は同

介護休暇

略

別表第一から別表第四まで (現行のとおり)	第三項の規定は、介護を行う職員について準用する。	改正する規則(令和二年東京都規則第●号)附則第二項及び附則	2 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を	この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。	附則	第二十七条から第三十三条まで (現行のとおり)
別表第一から別表第四まで(略)			(新設)	この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。	附則	第二十七条から第三十三条まで (略)

東京節義会議会司会計手度壬用職員の勧务時間、木叚等こ関する見呈(平戊二十七甲東京節義会議長訓令第五号)(新日対照表(少)

(現行のとおり)	く。以下この条及び次条において同じ。)る場合における休暇として、介護休暇(前ものの介護をするため、勤務しないことが	は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を 病、負傷又は老齢に第二十五条 議長は、職員がその配偶者若しくは二親等内の親族又 第二十五条 議長は(介護付罪)	一の年度」と読み替えるものとする。	定を準用する。この場合において、同条第二項中「一の年」とあ 定を準用する。こ第二十四条 短期の介護休暇については、規則第二十六条の四の規 第二十四条 短期の	(短期の介護休暇) (短期の介護休暇)	第二十一条から第二十三条まで (現行のとおり) 第二十一条から第二	十度」と読み替えるものとする。	- 定を準用する。この場合において、司条第二項中「一の年」とあ 定を準用する。こ第二十条 - 子どもの看護休暇については、規則第二十二条の三の規 第二十条 - 子どもの	(子どもの看護休暇) (子どもの看護休暇	第一条から第十九条まで (現行のとおり) アンドラ 第一条から第十九条	改正案	東方者諱会諱会居会計年度伯用職員の勤務時間(付明等に関する規程(平成二十七年東方
	下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの二十五条(議長は、職員がその配偶者又は二親等内の親族で疾介護付罪)	て」と読み替えるものとする。れた勤務時間が四時間以上である職員に限り一く」と、「一時間を単位として」とあるのは「一	この場合において、同条第二項中「一の年」とあい介護休暇については、規則第二十六条の四の規		一十三条まで(略)	と読み替えるものとする。な、「一時間を単位として」とあるのは「一及」と、「一時間を単位として」とあるのは「一次」と、「一時間を単位として」とあるのは「一次」と、「一時間を単位として」とあるのは「一次」という。	」の場合において、司条第二項中「一の年」とあ」い看護休暇については、規則第二十二条の三の規	HJX)	米まで (略)	現行	(者請会請長記今貸日長) 第冊文氏表(む)

36

2 1

2/2

改正案

第1条から第6条まで(現行とおり)

(育児又は介護を行う会計年度仟用職員の深夜勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員」とあるのは「会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるもの(各々が2週間以上にわたり介護を必要とする一の継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)を介護する会計年度任用職員」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

第8条から第18条まで(現行のとおり)

(子どもの看護休暇)

第19条 会計年度任用職員の子どもの看護休暇については、 休日休暇規程第16条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、 同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

現 行

第1条から第6条まで(略)

(育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限)

第7条 育児又は介護を行う会計年度任用職員の深夜勤務の制限については、勤務規程第15条の規定を準用する。この場合において、同条第1項、第3項及び第5項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第20条の4第1項に規定する要介護者を介護する職員」とあるのは「会計年度任用職員」とあるのは「会計年度任用職員」とあるもの(各々が2週間以上にわたり介護を必要とするの継続する状態にある者に限る。以下「要介護者」という。)を介護する会計年度任用職員」と、同条第3項第3号中「警視庁警察職員の休日、休暇等に関する規程第11条第1項」とあるのは「第15条」と読み替えるものとする。

第8条から第18条まで(略)

(子どもの看護休暇)

第19条 会計年度任用職員の子どもの看護休暇については、 休日休暇規程第16条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、「1 時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務 時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」と、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度 任用職員」と読み替えるものとする。

第20条(現行のとおり)

(慶弔休暇)

第21条 会計年度任用職員の慶弔休暇については、<u>規則第24条の規定及び</u>休日休暇規程第18条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第22条(現行のとおり)

(短期の介護休暇)

第23条 会計年度任用職員の短期の介護休暇については、休日休暇規程第20条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び第3項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「一の年」とあるのは「1の年度」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)若しくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者</u>で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。

2 (現行のとおり)

第20条(略)

(慶弔休暇)

第21条 会計年度任用職員の慶弔休暇については、休日休暇 規程第18条の規定を準用する。この場合において、同条中 「職員」とあるのは、「会計年度任用職員」と読み替えるもの とする。

第22条(略)

(短期の介護休暇)

第23条 会計年度任用職員の短期の介護休暇については、休日休暇規程第20条の4の規定を準用する。この場合において、同条第1項及び3項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員」と、同条第2項中「一の年」とあるのは「1の年度」と、「1時間を単位として」とあるのは「1日につき定められた勤務時間が4時間以上である会計年度任用職員に限り1時間を単位として」と読み替えるものとする。

(介護休暇)

第24条 所属長は、会計年度任用職員がその配偶者<u>又は2親等内の親族</u>で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇(前条に規定するものを除く。以下この条及び次条において同じ。)を承認するものとする。

2 (略)

第25条から第31条まで(現行のとおり)	第25条から第31条まで(略)
別表第1から別表第4まで(現行のとおり)	別表第1から別表第4まで(略)

都立学交等に勤務する時間講師に関する規則(昭和四十九年東京都教育委員会規則第二十四号)新日対照表(炒)

(介護休暇) (介護休暇) ついては、教育長が別に定める。 お立学校等を数校兼ねて勤務している場合の特別休暇の取扱いに	のほか、時間講師が条例第一条に規定	5 (現行のとおり)	4 (現行のとおり)	3 (現行のとおり)	(削除)	2 (現行のとおり)	度」と読み替えるものとする。 二項及び第二十七条の四第二項中「一の年」と.ついて定められた勤務時間」と、勤務時間規則8.一二多第二項中「三規の勤務時間」ともまるのに	トニ条第二頁Þ「E見り動务寺いて、勤務時間規則第十七条第	一項及び第二十七十二条まで、第二	特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二-二 前号及び次項から第六項までに定めるもののほか、時間講師の	一 (現行のとおり)	第十八条の二 (現行のとおり)	(特別休暇)	第一条から第十八条まで (現行のとおり)	改正案	
(介護休暇) (介護休暇) ついては、教育長が別に定める。 お立学校等を数校兼れて勤務している場合の特別休暇の取扱いに	7 第五項に定めるもののほか、	6 (略)	5 (略)	41 (略)	り一時間を単位として承認するものとする。 一日につき定められた勤務時間が四時間以上である時間講師に限び短期の介護休暇については、当該休暇を申請する学校において3 条例第五条第二項に規定する休暇のうち、子どもの看護休暇及		の年度」と読み替三第二項及び第二年のいて定めら	第に.	二十七条第一項及 条から第二十二条	十 特別休暇については、勤務時間規則第十七条、第十八条、第二十の 二 前号及び次項から第七項までに定めるもののほか、時間講師の	一 (略)	第十八条の二(略)	(特別休暇)	第一条から第十八条まで(略)	現行	E オ L - 1・4 コンプ He By i T i Normany (1・手) 単文学 i L コン ・ 著 T / L J i v / オン

及び第二十一条において同じ。)を承認するものとする。 内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日内の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者若しくは二親等

2から4まで (現行のとおり)

第十九条から第三十四条まで (現行のとおり)

別表第一から別表第三まで(現行のとおり)

第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者又は二親等内の第十八条の三 教育委員会は、時間講師がその配偶者又は二親等内の

2から4まで (略)

第十九条から第三十四条まで(略)

別表第一から別表第三まで(略)

都立学交等に勤務する日勤講師に関する規則(平成十九年東京都教育委員会規則第六十号)新日対照表(炒)

者立学校等に勤務する。下勤請的に関する。規則(当方十十年月万者著言才是会規則第二十号)	季員会規則第八十長) 希旧対照表(抄)
改正案	現行
第一条から第二十一条まで (現行のとおり)	第一条から第二十一条まで (略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者若しくは二親等内	第二十二条 教育委員会は、日勤講師がその配偶者又は二親等内の親
の親族又は同一の世帯に属する者で疾病、負傷又は老齢により日常	族で疾病、負傷又は老齢により日常生活を営むことに支障があるも
生活を営むことに支障があるもの(以下「要介護者」という。)の	の(以下「要介護者」という。) の介護をするため、勤務しないこ
介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合に	とが相当であると認められる場合における休暇として、介護休暇
おける休暇として、介護休暇(短期の介護休暇を除く。以下この条	(短期の介護休暇を除く。以下この条及び第二十三条において同
及び第二十三条において同じ。) を承認するものとする。	じ。)を承認するものとする。
2及び3 (現行のとおり)	2及び3 (略)
第二十二条の二から第三十六条まで (現行のとおり)	第二十二条の二から第三十六条まで(略)
(派遣)	(派遣)
第三十七条 (現行のとおり)	第三十七条 (略)
2 (現行のとおり)	2 (略)
3 (現行のとおり)	3 (略)
	うく复とがらして、第二十二号の三、第二十二号、第二十二号、一 第九条、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項、第五項、
の二第一項及び第三項並びに第二十八条第三項	四項及び第五項の二第一項及び第三項、第二十八条第三項並びに第二十九条第の二第一項及び第三項、第二十八条第三項並びに第二十九条第
二 (現行のとおり)	二(略)
4及び5 (現行のとおり)	4及び5 (略)
第三十八条 (現行のとおり)	第三十八条 (略)
別表第一から別表第三まで(現行のとおり)	別表第一から別表第三まで(略)